

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和1年10月28日提出
【発行者名】	三井住友D S アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【電話番号】	03-5405-0784
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日興F W・日本債券ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

日興FW・日本債券ファンド  
以下「当ファンド」といいます。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「日興FW日債」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

### （５）【申込手数料】

無手数料です。

## (6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

## (7) 【申込期間】

2019年10月29日から2020年4月27日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## (8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。なお、委託会社においても申込みを取り扱う場合には、委託会社は販売会社としての役割も有します。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

## (9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数)を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

## (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

イ 申込証拠金  
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集  
ありません。

ハ 申込不可日  
ありません。

申込不可日は投資する投資信託の変更等に伴い変更される場合があります。また、申込不可日に変更される場合は委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp>)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ニ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用  
ありません。

ホ 取得申込みについて

当ファンドは日興ファンドラップ一任型専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社  
所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規  
程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法お  
よび当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンド  
の設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への  
記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を  
保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、投資信託への投資を通じて、主として日本の公社債等へ投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

## (イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## (ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型  <b>追加型</b>	国内	株式 <b>債券</b>
	海外	不動産投信  その他資産 ( ) 資産複合
	<b>内外</b>	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	<b>年1回</b>	<b>グローバル</b> <b>(日本を含む)</b>		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	<b>あり</b> <b>(フルヘッジ)</b>
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 ( )	中南米		
不動産投信		アフリカ	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	なし
<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券(債券 一般))</b>		中近東(中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定 型 資産配分変更 型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

#### (2) 【ファンドの沿革】

2017年10月31日

信託契約締結、設定、運用開始。

### （３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「株式会社S M B C 信託銀行」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

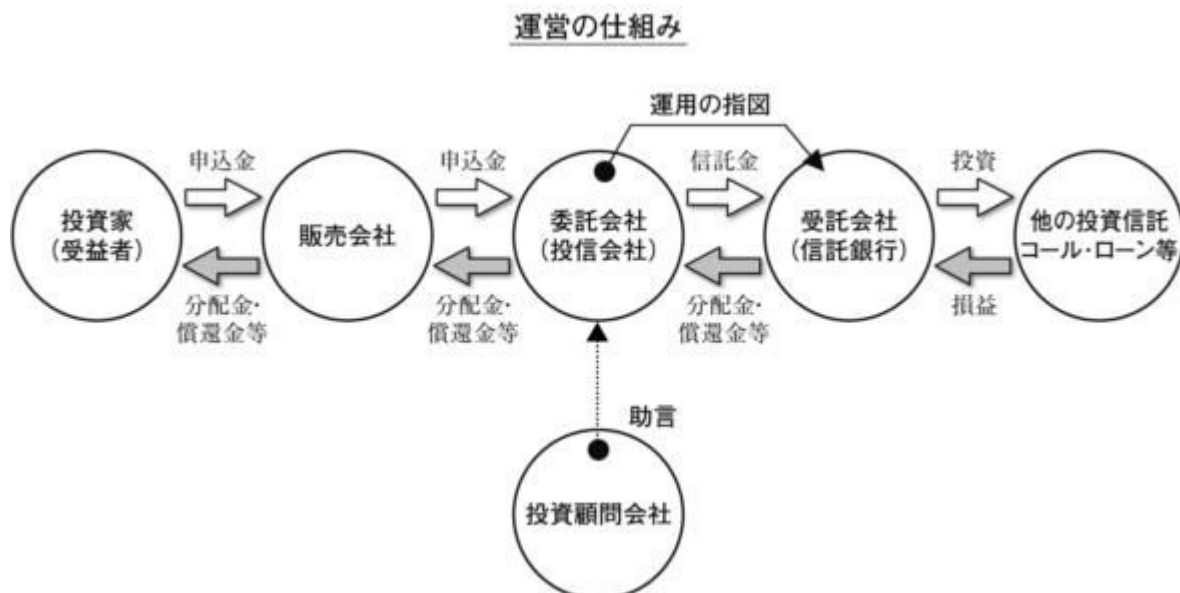
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

日興グローバルラップ株式会社

投資対象とする投資信託の選定に関する助言等を行います。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2019年8月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年 7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年 2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年 6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年 1月 1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

#### （八）大株主の状況

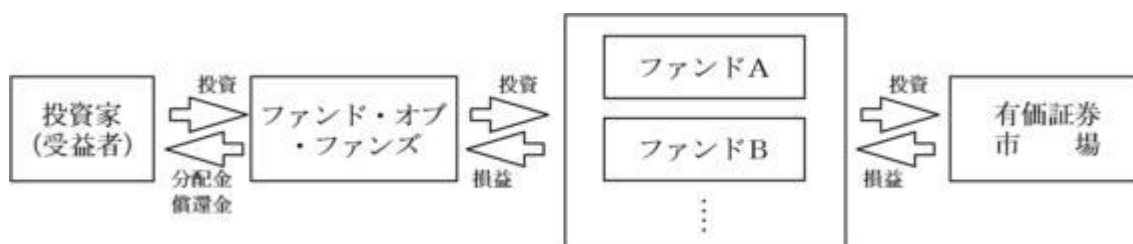
（2019年8月30日現在）

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

#### 八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

#### 〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



## 2 【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### イ 基本方針

当ファンドは、投資信託への投資を通じて、主として日本の公社債等へ投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。ただし、すべての投資信託に投資するとは限りません。

#### ロ 投資態度

（イ）投資信託への投資を通じて、主として日本の公社債等へ投資し、信託財産の中長期的な成長を



目標に運用を行います。なお、実質的に対円で為替ヘッジした外国債券へ投資する場合があります。

(ロ) 投資する投資信託は、日本の公社債もしくは対円で為替ヘッジした外国債券を主要投資対象とするものとします。

・投資対象とする投資信託は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

(ハ) 投資信託への投資比率は原則として高位に保ちます。

(ニ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ホ) 主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。

#### ■投資対象とする投資信託の投資方針等

- すべての投資信託に投資するとは限りません。

#### ▶日興アセット/日本債券ファンド(適格機関投資家向け)

主要投資対象	日本債券グローバル・ラップマザーファンド ※実質的な運用は、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が行います。 ※運用委託先の評価・選定等について、日興アセットマネジメント株式会社は日興グローバルラップ株式会社から情報提供および投資助言を受けますが、日興アセット/日本債券ファンド(適格機関投資家向け)から同社へ支払う報酬はありません。
運用の基本方針	中長期的な観点から、日本の公社債市場全体の動き(NOMURA-BPI(総合))を上回る投資成果の獲得を目指します。
ベンチマーク	NOMURA-BPI(総合)
信託報酬	純資産総額に対して年0.286%(税抜き0.26%)
信託財産留保額	ありません。
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

#### ▶日本債券インデックス・ファンドF<適格機関投資家限定>

主要投資対象	日本債券インデックス・マザーファンド
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動した投資成果を目指します。
ベンチマーク	NOMURA-BPI(総合)
信託報酬	純資産総額に対して年0.1375%(税抜き0.125%)
信託財産留保額	一部解約時に0.05%
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## ▶ SMAM・国内債券クレジット積極型ファンド/FOFs用(適格機関投資家専用)

主要投資対象	国内債券(クレジット積極型)・マザーファンド	
運用の基本方針	マザーファンドに投資を行い、NOMURA-BPI(総合)を上回る投資成果を目指します。	
ベンチマーク	NOMURA-BPI(総合)	
信託報酬	各計算期間の信託報酬率は、各計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じ、次に掲げる率となります。なお、信託報酬率は各計算期間ごとに見直されます。	
	新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率
	1%未満	年0.253%(税抜き0.23%)
	1%以上2%未満	年0.308%(税抜き0.28%)
	2%以上	年0.363%(税抜き0.33%)
信託財産留保額	一部解約時に0.03%	
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	
購入の可否	日本において一般投資家は購入できません。	

※投資対象とする投資信託は追加または変更されることがあります。また投資信託の名称が変更となる場合や繰上償還等により除外される場合があります。

## ファンドの特色

### 1 主として日本の公社債等に投資します。

- 日本の公社債等への投資は、投資信託への投資を通じて行います。
- 投資対象とする投資信託は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えを行います。
- 投資対象とする投資信託に対円で為替ヘッジした外国債券が含まれる場合や、対円で為替ヘッジした外国債券を主要投資対象とする投資信託を組み入れる場合があります。

### 2 投資対象とする投資信託の選定にあたっては、日興グローバルラップからの助言を活用します。

- 日興グローバルラップからの助言に加え、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルグ)から、経済見通しおよび組入資産の投資見通しに関する情報提供を受けます。



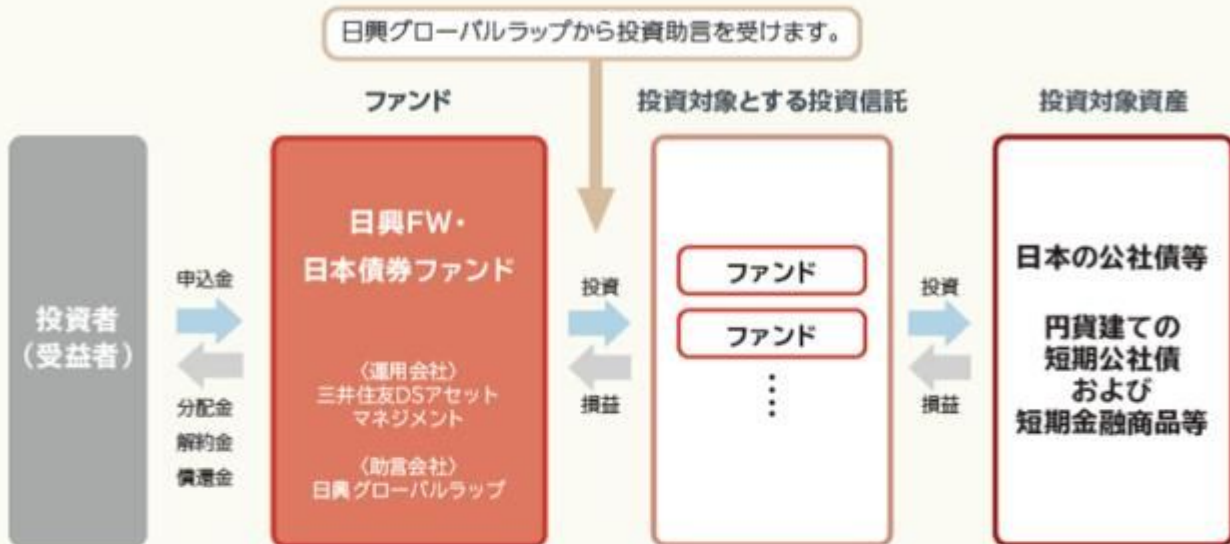
日興グローバルラップは委託会社の子会社です(100%出資)。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

- 日興グローバルラップからの助言を基に、年2回程度、投資対象とする投資信託を見直し、必要な場合は入替えを行います。
- 委託会社が運用する投資信託も投資対象となります。

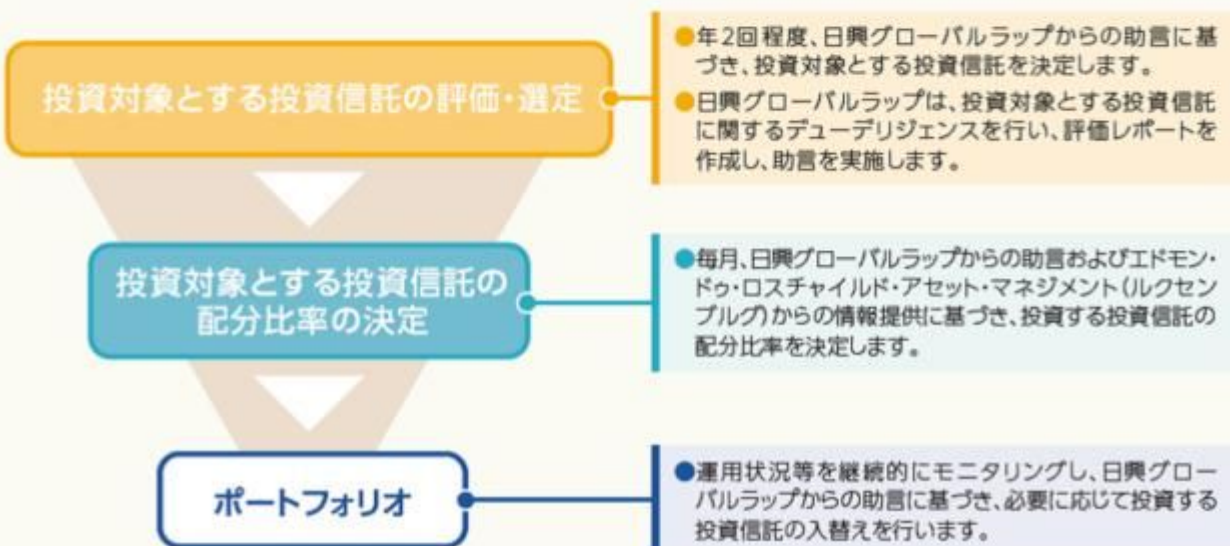


※日興グローバルラップは委託会社の子会社です(100%出資)。

※投資対象とする投資信託の見直しに伴い、当ファンドの申込不可日が変更される場合があります。  
詳しくは、後掲の「お申込みメモ」をご参照ください。

## 運用プロセス

■投資対象とする投資信託の選定と配分比率は、日興グローバルラップからの助言を基に委託会社が決定し、運用を行います。



※上記の運用プロセスは2019年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

## 委託会社と資本関係のある投資助言会社について

会社名	日興グローバルラップ株式会社	
会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>三井住友DSアセットマネジメント株式会社の100%子会社</li> <li>1998年より投資助言業務、2004年より投資一任業務を開始</li> </ul>	
会社特徴	定量分析に基づくアセットアロケーションおよび運用会社の評価・選定等に強みを持つ投資顧問会社です。	
当ファンドにおける役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資対象とする投資信託の評価・選定に関する助言</li> <li>投資対象とする投資信託の配分比率の決定に関する助言</li> </ul>	
助言報酬	委託会社の報酬から支払われる助言報酬率は、日興FW・日本債券ファンドの各計算期間の初日の属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じ、次に掲げる率となります。	
	新発10年固定利付国債の利回り(終値)	助言報酬率
	1%未満	年0.033% (税抜き0.03%)
	1%以上2%未満	年0.066% (税抜き0.06%)
2%以上	年0.0935% (税抜き0.085%)	

### (2) 【投資対象】

#### イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

#### ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、投資信託証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

#### ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。）

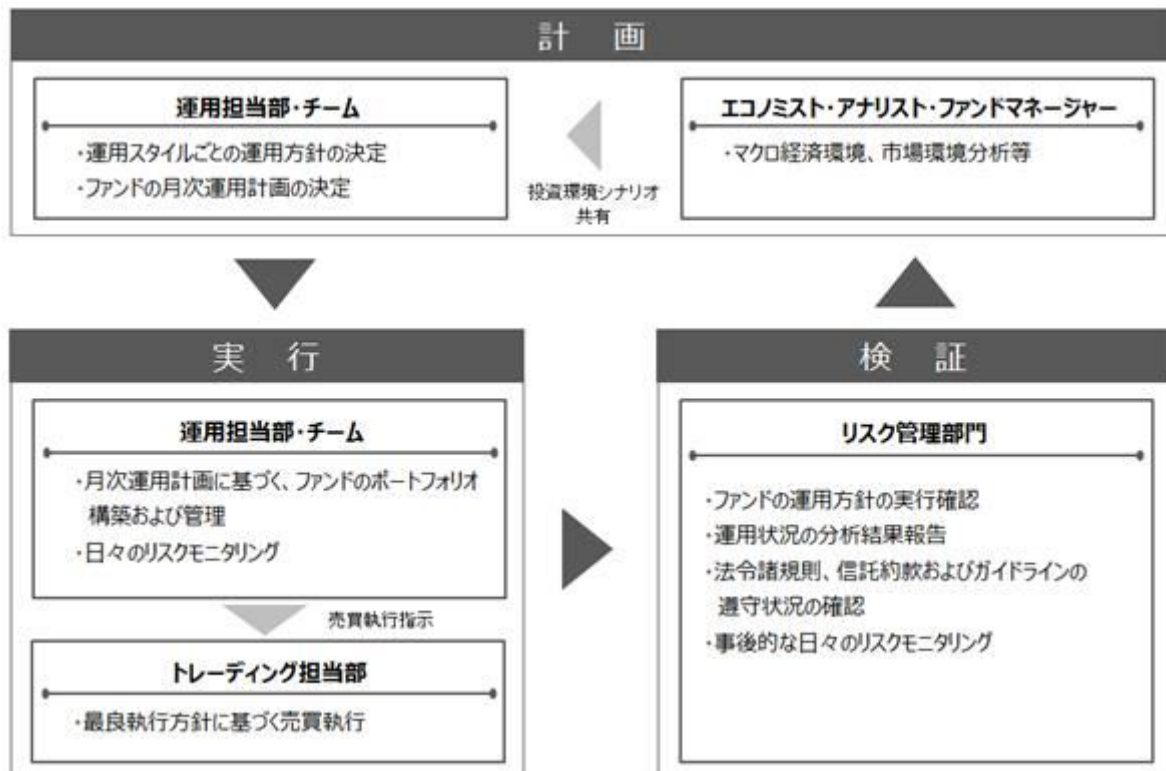
3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となる投資信託の名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（１）投資方針」の記載をご覧ください。

### （３）【運用体制】

#### イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

上記の運用体制は、2019年4月1日現在のものです。

#### ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

### （４）【分配方針】

年1回（原則として7月31日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。  
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

#### (5) 【投資制限】

- ファンドの信託約款に基づく投資制限
- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
  - ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
  - ハ 株式への直接投資は行いません。
  - ニ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
  - ホ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - ヘ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
  - ト 公社債の借入れの指図
    - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。  
なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
    - (ロ) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
    - (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  - (二) 借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。
  - チ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
  - リ 外国為替予約取引の指図
    - (イ) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（別に定める投資信託証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
    - (ロ) 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する別に定める投資信託証券の時価総額に別に定める投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - ヌ 資金の借入れ
    - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資

金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

### 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)  
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)  
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として内外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、

貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等(他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。)のうち主要なものは、以下の通りです。

(イ) 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(ハ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。当ファンドにおいては実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます(ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。)

(ニ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ホ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(ト) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

□ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### 「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



### 「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

無手数料です。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンド	<p>ファンドの純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。</p> <p>信託報酬率は、毎計算期間ごとに見直すこととし、各計算期間の信託報酬率は、各計算期間の初日の属する月の前月末営業日における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通りとします。</p> <p>&lt; 信託報酬率およびその配分 &gt;</p>																							
	新発10年固定利付国債利回り（終値）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">信託報酬率</th> <th colspan="3">配分（税抜き）</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1%未満</td> <td>年0.154% （税抜き0.14%）</td> <td>年0.09%</td> <td>年0.03%</td> <td>年0.02%</td> </tr> <tr> <td>1%以上 2%未満</td> <td>年0.22% （税抜き0.2%）</td> <td>年0.15%</td> <td>年0.03%</td> <td>年0.02%</td> </tr> <tr> <td>2%以上</td> <td>年0.275% （税抜き0.25%）</td> <td>年0.2%</td> <td>年0.03%</td> <td>年0.02%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率	配分（税抜き）			委託会社	販売会社	受託会社	1%未満	年0.154% （税抜き0.14%）	年0.09%	年0.03%	年0.02%	1%以上 2%未満	年0.22% （税抜き0.2%）	年0.15%	年0.03%	年0.02%	2%以上	年0.275% （税抜き0.25%）	年0.2%	年0.03%	年0.02%
	信託報酬率	配分（税抜き）																						
		委託会社	販売会社	受託会社																				
	1%未満	年0.154% （税抜き0.14%）	年0.09%	年0.03%	年0.02%																			
	1%以上 2%未満	年0.22% （税抜き0.2%）	年0.15%	年0.03%	年0.02%																			
	2%以上	年0.275% （税抜き0.25%）	年0.2%	年0.03%	年0.02%																			
	<p>上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p> <p>委託会社の配分には、ファンドの運用に関して、助言を行う投資顧問会社に支払う投資顧問報酬が含まれています。</p>																							
	支払先	役務の内容																						
	委託会社	ファンド運用の指図等の対価																						
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価																							
受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価																							
投資対象とする投資信託	新発10年固定利付国債利回り（終値）	信託報酬率																						
	1%未満	年0.1375%（税抜き0.125%）～ 年0.286%（税抜き0.26%）																						
	1%以上 2%未満	年0.1375%（税抜き0.125%）～ 年0.308%（税抜き0.28%）																						
	2%以上	年0.1375%（税抜き0.125%）～ 年0.363%（税抜き0.33%）																						
<p>投資対象とする投資信託の全部または一部に投資した場合の数値となります（表内各行の最小値（最大値）は信託報酬が最小（最大）の投資信託のみ組み入れた場合。）。実際の組入状況等により変動します。</p> <p>投資対象とする投資信託の変更等に伴い、変更となる場合があります。</p>																								

実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して	
	新発10年固定利付 国債利回り(終値)	信託報酬率
	1%未満	年0.2915%(税抜き0.265%)～ 年0.44%(税抜き0.4%)
	1%以上 2%未満	年0.3575%(税抜き0.325%)～ 年0.528%(税抜き0.48%)
	2%以上	年0.4125%(税抜き0.375%)～ 年0.638%(税抜き0.58%)
投資対象とする投資信託の全部または一部に投資した場合の数値となります (表内各行の最小値(最大値)は信託報酬が最小(最大)の投資信託のみ組み 入れた場合。)。実際の組入状況等により変動します。 投資対象とする投資信託の変更等に伴い、変更となる場合があります。		

#### (4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0044%(税抜き0.004%)以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。 )は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等および他の投資信託(ファンド)の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について
  - (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。 )が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
  - (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
  - (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

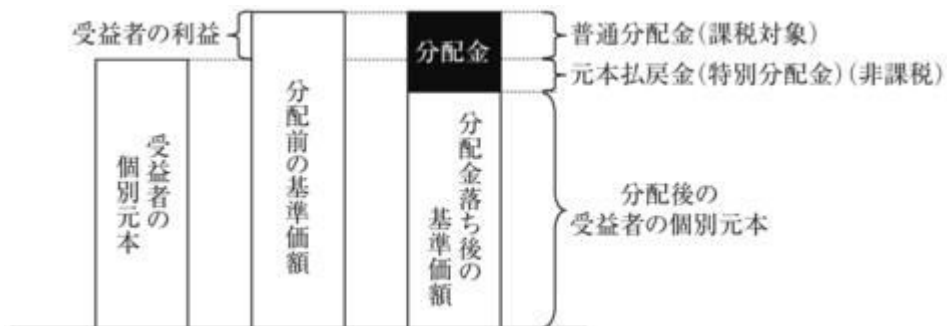
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

## (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、配当控除の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2019年8月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

2019年 8月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	267,434,779,948	99.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		767,068,416	0.29
合計(純資産総額)		268,201,848,364	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ 主要投資銘柄

2019年 8月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	日興アセット/日本債券ファンド (適格機関投資家向け)	101,738,036,258	1.0346	105,263,683,844	1.0523	107,058,935,554	39.92
日本	投資信託受益証券	S M A M・国内債券クレジット積極 型ファンド/ F O F s 用(適格機関 投資家専用)	102,275,732,978	1.0305	105,401,425,077	1.0460	106,980,416,694	39.89

日本	投資信託受益証券	日本債券インデックス・ファンドF <適格機関投資家限定>	51,272,736,413	1.0264	52,629,292,185	1.0414	53,395,427,700	19.91
----	----------	---------------------------------	----------------	--------	----------------	--------	----------------	-------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### □ 種類別の投資比率

2019年 8月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.71
合計	99.71

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### （３）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2018年 7月31日)	137,265,543,644	137,265,543,644	9,983	9,983
第2期 (2019年 7月31日)	262,119,680,379	262,119,680,379	10,335	10,335
2018年 8月末日	140,037,801,194		9,978	
9月末日	223,150,771,557		9,964	
10月末日	226,546,828,253		9,974	
11月末日	230,880,272,981		10,009	
12月末日	235,282,515,113		10,051	
2019年 1月末日	239,605,787,766		10,112	
2月末日	244,020,041,618		10,147	
3月末日	249,236,972,995		10,225	
4月末日	249,273,846,474		10,172	
5月末日	254,526,747,379		10,236	
6月末日	257,573,220,388		10,304	
7月末日	262,119,680,379		10,335	

8月末日	268,201,848,364		10,496	
------	-----------------	--	--------	--

## 【分配の推移】

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2017年10月31日～2018年7月31日	0
第2期	2018年8月1日～2019年7月31日	0

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	0.2
第2期	3.5

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	140,519,807,990	3,026,579,818
第2期	143,360,654,012	27,227,733,249

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 参考情報



基準日:2019年8月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2019年7月	0円
2018年7月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

### ■日興FW・日本債券ファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	99.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.29
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託受益証券	日興アセット/日本債券ファンド (適格機関投資家向け)	39.92
日本	投資信託受益証券	SMAM・国内債券クレジット積極型ファンド/ FOFs用(適格機関投資家専用)	39.89
日本	投資信託受益証券	日本債券インデックス・ファンドF <適格機関投資家限定>	19.91

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ▶ 投資対象とする投資信託の現況

## ■日興アセット/日本債券ファンド(適格機関投資家向け)

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	99.24

「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	0.100	2029/06/20	4.87
日本	国債証券	第403回利付国債(2年)	0.100	2021/08/01	4.41
日本	国債証券	第167回利付国債(20年)	0.500	2038/12/20	3.55
日本	国債証券	第844回国庫短期証券	0.000	2019/10/15	3.50
日本	国債証券	第11回利付国債(40年)	0.800	2058/03/20	3.25
日本	国債証券	第842回国庫短期証券	0.000	2019/10/07	3.18
日本	国債証券	第61回利付国債(30年)	0.700	2048/12/20	2.40
日本	国債証券	第159回利付国債(20年)	0.600	2036/12/20	2.29
日本	国債証券	第158回利付国債(20年)	0.500	2036/09/20	2.25
日本	国債証券	第344回利付国債(10年)	0.100	2026/09/20	1.89

※比率は、投資対象とする投資信託、当該投資信託のマザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※日興アセットマネジメントから入手した情報を基に委託会社が作成しています。

## ■日本債券インデックス・ファンドF&lt;適格機関投資家限定&gt;

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックス・マザーファンド	100.00

「日本債券インデックス・マザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	第139回利付国債(5年)	0.100	2024/03/20	1.48
日本	国債証券	第9回利付国債(40年)	0.400	2056/03/20	1.24
日本	国債証券	第131回利付国債(5年)	0.100	2022/03/20	1.23
日本	国債証券	第399回利付国債(2年)	0.100	2021/04/01	1.17
日本	国債証券	第135回利付国債(5年)	0.100	2023/03/20	1.12
日本	国債証券	第129回利付国債(5年)	0.100	2021/09/20	1.02
日本	国債証券	第136回利付国債(5年)	0.100	2023/06/20	1.00
日本	国債証券	第137回利付国債(5年)	0.100	2023/09/20	0.92
日本	国債証券	第351回利付国債(10年)	0.100	2028/06/20	0.90
日本	国債証券	第353回利付国債(10年)	0.100	2028/12/20	0.90

※比率は、投資対象とする投資信託、当該投資信託のマザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズから入手した情報を基に委託会社が作成しています。

## ■SMAM・国内債券クレジット積極型ファンド/FOFs用（適格機関投資家専用）（2019年8月29日現在）

### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券(クレジット積極型)・マザーファンド	100.02

「国内債券(クレジット積極型)・マザーファンド」が投資している有価証券の上位10銘柄は以下の通りです。

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	第154回利付国債(20年)	1.200	2035/09/20	6.85
日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	0.100	2029/06/20	4.77
日本	国債証券	第145回利付国債(20年)	1.700	2033/06/20	4.41
日本	国債証券	第32回利付国債(30年)	2.300	2040/03/20	3.84
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	0.100	2029/03/20	3.50
日本	国債証券	第346回利付国債(10年)	0.100	2027/03/20	3.43
日本	国債証券	第59回利付国債(30年)	0.700	2048/06/20	3.35
日本	国債証券	第169回利付国債(20年)	0.300	2039/06/20	2.82
日本	国債証券	第128回利付国債(20年)	1.900	2031/06/20	2.82
日本	社債券	第1回明治安田生命2019基金特定目的会社特定社債	0.290	2024/08/02	2.43

※比率は、投資対象とする投資信託、当該投資信託のマザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※【主要投資銘柄(上位10銘柄)】は組入る有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2017年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2017年10月31日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2019年のファンドの収益率は、年初から2019年8月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### イ 申込方法

(イ) 当ファンドは日興ファンドラップー任型専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者

が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

## (二) 申込不可日

ありません。

申込不可日は投資する投資信託の変更等に伴い変更される場合があります。また、申込不可日に変更される場合は委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

## ロ 申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

## ハ 申込手数料

無手数料です。

## ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## ホ 照会先

申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

## ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

## ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求（一部解約の実行請求）の申込不可日は投資する投資信託の変更等に伴い変更される場合があります。また、申込不可日に変更される場合は委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当

該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「日興FW日債」として掲載されます。委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

#### （2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### （3）【信託期間】

2017年10月31日から下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

#### （４）【計算期間】

毎年８月１日から翌年７月３１日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### （５）【その他】

##### イ 信託の終了

##### （イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

##### （ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

##### （ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

##### （ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

##### ロ 収益分配金、償還金の支払い

##### （イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

### 八 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

### 二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約

款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

#### 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払われま



す。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期(平成30年8月1日から令和1年7月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【日興FW・日本債券ファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成30年 7月31日現在)	第2期 (令和 1年 7月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	536,232,183	-
コール・ローン	-	1,329,193,546
投資信託受益証券	136,880,190,228	261,334,401,106
流動資産合計	137,416,422,411	262,663,594,652
資産合計	137,416,422,411	262,663,594,652
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	112,292,691	350,476,621
未払受託者報酬	5,357,462	26,862,139
未払委託者報酬	32,144,733	161,172,757
未払利息	-	3,896
その他未払費用	1,083,881	5,398,860
流動負債合計	150,878,767	543,914,273
負債合計	150,878,767	543,914,273
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	137,493,228,172	253,626,148,935
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	227,684,528	8,493,531,444
元本等合計	137,265,543,644	262,119,680,379
純資産合計	137,265,543,644	262,119,680,379
負債純資産合計	137,416,422,411	262,663,594,652

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期		第2期	
	自	平成29年10月31日	自	平成30年 8月 1日
	至	平成30年 7月31日	至	令和 1年 7月31日
営業収益				
有価証券売買等損益		951,602,876		9,062,210,878
その他収益		-		1,753,925
営業収益合計		951,602,876		9,063,964,803
営業費用				
支払利息		90,272		655,039
受託者報酬		6,786,961		48,865,349
委託者報酬		40,721,472		293,191,928
その他費用		1,607,626		10,062,039
営業費用合計		49,206,331		352,774,355
営業利益又は営業損失( )		1,000,809,207		8,711,190,448
経常利益又は経常損失( )		1,000,809,207		8,711,190,448
当期純利益又は当期純損失( )		1,000,809,207		8,711,190,448
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		347,249		417,040,423
期首剰余金又は期首欠損金( )		-		227,684,528
剰余金増加額又は欠損金減少額		789,184,020		427,065,947
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		42,689,493
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		789,184,020		384,376,454
剰余金減少額又は欠損金増加額		16,406,590		-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		16,406,590		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金( )		227,684,528		8,493,531,444

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針の注記)

項目	第2期
	自平成30年8月1日 至令和1年7月31日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第1期	第2期
	(平成30年7月31日現在)	(令和1年7月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	137,493,228,172口	253,626,148,935口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 227,684,528円	元本の欠損
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9983円 (10,000口当たりの純資産額 9,983円)	1口当たり純資産額 1.0335円 (10,000口当たりの純資産額 10,335円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期	第2期
	自 平成29年10月31日 至 平成30年 7月31日	自 平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月31日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は0円(1万口当たり0円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,082,639円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(7,405,130,961円)、収益調整金(1,089,566,069円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は8,495,779,669円(1万口当たり334.96円)ですが、分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期
	自 平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月31日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

項目	第2期 自 平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月31日
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

#### ・金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 (令和 1年 7月31日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

第1期（自 平成29年10月31日 至 平成30年 7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	951,896,522円
合計	951,896,522円

第2期（自 平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月31日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,951,775,656円
合計	8,951,775,656円

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第2期 自 平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

## （その他の注記）

項 目	第1期 （平成30年 7月31日現在）	第2期 （令和 1年 7月31日現在）
期首元本額	1,000,000円	137,493,228,172円
期中追加設定元本額	140,518,807,990円	143,360,654,012円
期中一部解約元本額	3,026,579,818円	27,227,733,249円

## （4）【附属明細表】



## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日興アセット／日本債券ファンド（適格機関投資家向け）	101,055,174,797	104,551,683,844	
	日本債券インデックス・ファンドF＜適格機関投資家限定＞	50,887,852,870	52,231,292,185	
	S M A M・国内債券クレジット積極型ファンド／F O F s用（適格機関投資家専用）	101,456,986,975	104,551,425,077	
合計		253,400,014,642	261,334,401,106	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

日興F W・日本債券ファンドは、「日興アセット／日本債券ファンド（適格機関投資家向け）」、「日本債券インデックス・ファンドF＜適格機関投資家限定＞」および「S M A M・国内債券クレジット積極型ファンド／F O F s用（適格機関投資家専用）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託の受益証券です。

以下に記載した状況は監査の対象外です。

日興アセット／日本債券ファンド（適格機関投資家向け）および日本債券インデックス・ファンドF＜適格機関投資家限定＞は、日本国内での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の監査済み財務諸表を委託会社において抜粋したものです。

## 日興アセット／日本債券ファンド（適格機関投資家向け）

## (1) 貸借対照表

（単位：円）

第1期  
2019年 3月25日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	889,076,021
親投資信託受益証券	98,172,189,781
流動資産合計	99,061,265,802
資産合計	99,061,265,802
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	10,585,954
未払委託者報酬	127,032,249
未払利息	658
その他未払費用	1,704,929
流動負債合計	139,323,790
負債合計	139,323,790
純資産の部	
元本等	
元本	96,858,190,146
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,063,751,866
（分配準備積立金）	2,188,472,178
元本等合計	98,921,942,012
純資産合計	98,921,942,012
負債純資産合計	99,061,265,802

## ( 2 ) 損益及び剰余金計算書

( 単位 : 円 )

	第1期 自 2018年 3月 8日 至 2019年 3月25日
営業収益	
受取利息	670
有価証券売買等損益	2,378,128,055
営業収益合計	2,378,128,725
営業費用	
支払利息	311,053
受託者報酬	14,519,974
委託者報酬	174,241,247
その他費用	2,198,449
営業費用合計	191,270,723
営業利益又は営業損失（ ）	2,186,858,002
経常利益又は経常損失（ ）	2,186,858,002
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,186,858,002
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,614,176
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	966,480
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	966,480
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	125,686,792
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	125,686,792
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,063,751,866

## (3) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

		第1期 2019年 3月25日現在
1.	期首元本額	10,000,000円
	期中追加設定元本額	97,821,686,792円
	期中一部解約元本額	973,496,646円
2.	受益権の総数	96,858,190,146口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 2018年 3月 8日 至 2019年 3月25日		
1.	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	91,902,093円
2.	分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	316,563,301円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	1,871,908,877円
C	信託約款に定める収益調整金	20,123,338円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	2,208,595,516円
F	分配対象収益(1万口当たり)	228円
G	分配金額	0円
H	分配金額(1万口当たり)	0円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 2018年 3月 8日 至 2019年 3月25日	
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

	第1期 2019年 3月25日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

第1期（2019年 3月25日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,385,358,958
合計	2,385,358,958

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

第1期 2019年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	1.0213円
(1万口当たり純資産額)	(10,213円)

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本債券グローバル・ラップマザーファンド	69,330,642,501	98,172,189,781	
合計		69,330,642,501	98,172,189,781	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

日興アセット/日本債券ファンド(適格機関投資家向け)は、「日本債券グローバル・ラップマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

## 日本債券グローバル・ラップマザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

2019年 3月25日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	1,248,378,634
国債証券	77,342,881,791
地方債証券	525,148,000
特殊債券	100,022,248
社債券	39,033,978,273
未収入金	9,124,550,000
未収利息	91,682,122
前払費用	11,838,168
流動資産合計	127,478,479,236
資産合計	127,478,479,236
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	9,157,989,000
未払解約金	28,434,936
未払利息	924
流動負債合計	9,186,424,860
負債合計	9,186,424,860
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	83,541,971,237
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	34,750,083,139
元本等合計	118,292,054,376
純資産合計	118,292,054,376
負債純資産合計	127,478,479,236

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p>
-----------------	--

	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
--	--

## (貸借対照表に関する注記)

		2019年 3月25日現在
1.	期首	2018年 3月 8日
	期首元本額	15,763,918,987円
	期首からの追加設定元本額	72,105,601,583円
	期首からの一部解約元本額	4,327,549,333円
	元本の内訳	
	GW7つの卵	6,917,812,974円
	日興アセット/日本債券ファンド(適格機関投資家向け)	69,330,642,501円
	グローバル・ラップ・バランス 安定成長型	916,885,188円
	グローバル・ラップ・バランス 成長型	974,349,770円
	グローバル・ラップ・バランス 積極成長型	2,699,522,398円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス(安定型)	642,763,258円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス(安定成長型)	876,289,343円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス(成長型)	685,555,212円
	年金積立 グローバル・ラップ・バランス(積極成長型)	498,150,593円
	計	83,541,971,237円
2.	受益権の総数	83,541,971,237口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

		自 2018年 3月 8日 至 2019年 3月25日
金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク		当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。
金融商品に係るリスク管理体制		運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

		2019年 3月25日現在

貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

(2019年 3月25日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,045,526,591
地方債証券	2,164,000
特殊債券	22,248
社債券	24,221,273
合計	2,067,606,112

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2019年 3月25日現在	
1口当たり純資産額	1.4160円
(1万口当たり純資産額)	(14,160円)

附属明細表



## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第397回利付国債(2年)	1,400,000,000	1,407,420,000	
	第398回利付国債(2年)	13,100,000,000	13,172,312,000	
	第8回利付国債(40年)	300,000,000	382,341,000	
	第10回利付国債(40年)	900,000,000	998,964,000	
	第11回利付国債(40年)	2,600,000,000	2,795,182,000	
	第347回利付国債(10年)	3,300,000,000	3,375,801,000	
	第348回利付国債(10年)	1,800,000,000	1,841,058,000	
	第353回利付国債(10年)	2,700,000,000	2,750,382,000	
	第35回利付国債(30年)	500,000,000	671,285,000	
	第38回利付国債(30年)	200,000,000	262,424,000	
	第39回利付国債(30年)	800,000,000	1,069,848,000	
	第40回利付国債(30年)	1,000,000,000	1,316,640,000	
	第45回利付国債(30年)	1,300,000,000	1,629,875,000	
	第48回利付国債(30年)	600,000,000	739,272,000	
	第58回利付国債(30年)	1,400,000,000	1,512,056,000	
	第60回利付国債(30年)	3,700,000,000	4,096,122,000	
	第61回利付国債(30年)	3,500,000,000	3,681,195,000	
	第127回利付国債(20年)	1,500,000,000	1,839,315,000	
	第133回利付国債(20年)	200,000,000	244,606,000	
	第134回利付国債(20年)	2,000,000,000	2,451,480,000	
	第142回利付国債(20年)	500,000,000	616,850,000	
	第143回利付国債(20年)	100,000,000	120,852,000	
	第144回利付国債(20年)	600,000,000	716,826,000	
	第145回利付国債(20年)	1,300,000,000	1,591,941,000	
第146回利付国債(20年)	1,200,000,000	1,472,088,000		
第147回利付国債(20年)	200,000,000	242,862,000		
第149回利付国債(20年)	500,000,000	600,990,000		

	第151回利付国債(20年)	920,000,000	1,066,050,000	
	第152回利付国債(20年)	1,100,000,000	1,275,307,000	
	第153回利付国債(20年)	1,500,000,000	1,763,610,000	
	第154回利付国債(20年)	800,000,000	928,424,000	
	第155回利付国債(20年)	800,000,000	902,184,000	
	第157回利付国債(20年)	1,500,000,000	1,488,825,000	
	第158回利付国債(20年)	2,600,000,000	2,708,888,000	
	第159回利付国債(20年)	1,900,000,000	2,011,226,000	
	第161回利付国債(20年)	300,000,000	316,929,000	
	第162回利付国債(20年)	900,000,000	949,788,000	
	第163回利付国債(20年)	1,100,000,000	1,159,565,000	
	第164回利付国債(20年)	900,000,000	931,491,000	
	第165回利付国債(20年)	900,000,000	930,195,000	
	第166回利付国債(20年)	2,800,000,000	2,995,160,000	
	第167回利付国債(20年)	3,700,000,000	3,812,998,000	
	第820回国庫短期証券	1,600,000,000	1,600,673,791	
	第8回フィリピン共和国円貨債券(2018)	300,000,000	300,240,000	
	第1回インドネシア共和国円貨債券(2017)	100,000,000	100,276,000	
	第4回インドネシア共和国円貨債券(2018)	500,000,000	501,065,000	
国債証券 合計		71,420,000,000	77,342,881,791	
地方債証券	第698回東京都公募公債	100,000,000	102,309,000	
	第742回東京都公募公債	100,000,000	102,254,000	
	平成27年度第6回千葉県公募公債	100,000,000	103,103,000	
	平成27年度第5回横浜市公募公債	100,000,000	103,138,000	
	第1回札幌市公募公債(20年)	100,000,000	114,344,000	
地方債証券 合計		500,000,000	525,148,000	
特殊債券	第17回韓国輸出入銀行円貨債券(2018)	100,000,000	100,022,248	
特殊債券 合計		100,000,000	100,022,248	
社債券	INTESA SANPAOLO	200,000,000	196,370,000	
	KKR GROUP FINANCE CO. I V LLC	100,000,000	99,792,000	
	CORNING INC	100,000,000	100,368,000	
	CORNING INC	100,000,000	101,513,000	
	第2回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー非上位 円貨社債(2017)	200,000,000	199,402,000	
	第3回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー非上位 円貨社債(2018)	200,000,000	199,042,000	

第1回クレディ・アグリコル・エス・エー非上位円貨社債(2017)	100,000,000	99,880,000	
第1回パークレイズ・ピーエルシー期限前償還条項付円貨社債(2018)	300,000,000	300,180,000	
第4回エイチエスビーシーホールディングス期限前償還条項付円貨社債(2018)	500,000,000	501,050,000	
第5回エイチエスビーシーホールディングス期限前償還条項付円貨社債(2018)	200,000,000	201,980,000	
第6回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー円貨社債(2018)	500,000,000	496,555,000	
第2回ゲンティン・シンガポール・ピーエルシー円貨社債(2017)	100,000,000	99,842,000	
第1回バンコ・サントンデル・エセ・アー非上位円貨社債(2017)	400,000,000	399,344,000	
第13回現代キャピタル・サービズ・インク円貨社債(2018)	300,000,000	300,216,000	
第3回ビー・エヌ・ピー・パリバ非上位円貨社債(2018)	800,000,000	792,320,000	
第1回ソシエテ・ジェネラル非上位円貨社債(2017)	200,000,000	199,732,000	
第6回株式会社ケーティー円貨社債(2018)	400,000,000	400,272,000	
第8回株式会社ケーティー円貨社債(2018)	200,000,000	200,134,000	
第10回株式会社長谷工コーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,315,000	
第7回西松建設株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,340,000	
第1回積水ハウス利払繰延条項・期限前償還条項付無担保(劣後特約付)	100,000,000	101,681,000	
第1回パーソルホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,082,000	
第2回パーソルホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,678,000	
第10回アサヒグループホールディングス株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,154,000	
第1回サントリーHD株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	201,270,000	
第1回ヒューリック利払繰延・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	201,042,000	
第10回GLP投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,306,000	
第3回日本土地建物株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,327,000	

第21回大王製紙株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	400,000,000	401,056,000	
第1回株式会社マクロミル無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,178,000	
第2回株式会社マクロミル無担保社債(社債間限定同順位特約付)	400,000,000	401,264,000	
第1回大陽日酸株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無(劣後特約付)	500,000,000	501,155,000	
第6回ヤフー株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	201,070,000	
第8回ヤフー株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,944,000	
第1回楽天株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	505,370,000	
第3回荒川化学工業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,157,000	
第3回ニチアス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,070,064	
第8回新日鐵住金株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	502,810,000	
第59回株式会社東芝無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,257,176	
第53回日本電気株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,230,000	
第15回パナソニック株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,243,000	
第31回ソニー株式会社無担保社債	100,000,000	100,299,000	
第25回日立造船株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,830,000	
第38回株式会社IHI無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,166,000	
第41回株式会社IHI無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,107,785	
第11回J A三井リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,450,000	
第1回日本生命2015基金特定目的会社特定社債(一般担保付)	400,000,000	400,316,493	
第2回コンコルディア・FG期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	100,000,000	99,692,000	
第2回日本住宅ローン株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,602,000	
第25回トピー工業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	499,610,000	

日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)	100,000,000	100,950,000	
第1回日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)	500,000,000	503,350,000	
第1回明治安田生命2018基金特定目的会社特定社債(一般担保付)	1,000,000,000	1,000,180,000	
第1回株式会社ドンキホーテHD利払繰延条項・期限前償還(劣後特約付)	700,000,000	703,640,000	
第2回株式会社トブコン無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,976,000	
第2回三菱商事利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,394,000	
第29回阪和興業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,153,000	
第30回阪和興業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	499,875,000	
第28回株式会社丸井グループ無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,306,000	
第33回株式会社丸井グループ無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,810,000	
第5回株式会社新生銀行無担保社債(社債間限定同順位特約付)	600,000,000	599,082,000	
第17回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	500,000,000	500,080,000	
第18回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	700,000,000	701,064,000	
第19回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	500,000,000	500,510,000	
第20回株式会社りそなホールディングス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,388,000	
第1回株式会社三井住友フィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	100,000,000	102,347,000	
第3回株式会社三井住友フィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	300,000,000	308,676,000	
第7回株式会社三井住友フィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	200,000,000	206,534,000	
第6回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	203,729,935	

第9回三菱UFJ信託銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	103,243,000	
第1回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	100,000,000	102,484,000	
第9回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	200,000,000	201,228,000	
第10回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	500,000,000	506,385,000	
第16回株式会社みずほフィナンシャルグループ期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	500,000,000	498,965,000	
第15回芙蓉総合リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	201,070,000	
第11回興銀リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	299,664,000	
第12回興銀リース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	301,677,000	
第38回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,961,764	
第40回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,804,276	
第50回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	299,166,000	
第51回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	496,365,000	
第15回東京センチュリーリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	99,997,823	
第23回東京センチュリー株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,177,000	
第24回東京センチュリー株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,451,000	
第25回東京センチュリー株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	400,000,000	400,612,000	
第15回SBIホールディングス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	199,910,000	
第20回ポケットカード株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,500,000	
第33回リコーリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,300,000	
第2回イオンフィナンシャルサービス株式会社期限前償還条項付無	100,000,000	100,020,000	
第68回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	102,070,000	

第69回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	100,000,000	103,999,000	
第71回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	400,000,000	401,788,000	
第77回アコム株式会社無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	300,000,000	298,797,000	
第18回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,246,000	
第19回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,051,000	
第20回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,945,000	
第22回株式会社ジャックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	499,415,000	
第1回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,203,751	
第2回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	600,000,000	601,020,206	
第3回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,946,000	
第4回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,379,000	
第13回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,125,000	
第19回株式会社オリエントコーポレーション無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	298,926,000	
第68回日立キャピタル株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,203,000	
第3回株式会社アプラスフィナンシャル無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,543,000	
第194回オリックス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,320,000	
第196回オリックス株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,965,000	
第60回三菱UFJリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	700,000,000	700,119,000	
第63回三菱UFJリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	299,919,000	
第1回野村ホールディングス株式会社無担保社債(担保提供制限等財務上特約無)	400,000,000	399,896,000	
第2回野村ホールディングス劣後無担保社債	100,000,000	114,073,000	
第1回三井住友海上火災保険利払繰延・期限前償還条項付無(劣後特約付)	100,000,000	101,220,000	

第2回損害保険ジャパン日本興亜期限前償還条項付無担保(劣後特約付)	100,000,000	100,335,000	
第13回NECキャピタルソリューション株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	400,000,000	400,580,000	
第15回NECキャピタルソリューション株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	200,000,000	200,316,000	
第1回T&Dホールディングス利払繰延条項・期限前償還条(劣後特約付)	400,000,000	407,240,000	
第64回三井不動産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	500,000,000	500,425,000	
第65回三井不動産株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	400,000,000	400,672,000	
第1回三菱地所利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	100,312,000	
第12回ジャパンリアルエステイト投資法人無担保投資法人債(担保提供制限等財務上特約無)	500,000,000	500,545,000	
第7回日本リテールファンド投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	104,009,000	
第8回日本リテールファンド投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	200,000,000	212,992,000	
第7回グローバル・ワン不動産投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	102,700,000	
第12回グローバル・ワン不動産投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	400,000,000	400,484,000	
第15回ユナイテッド・アーバン投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,796,000	
第5回日本ロジスティクスファンド投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,454,000	
第11回ジャパンエクセレント投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同順位特約付)	100,000,000	101,043,000	
第40回日本郵船株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	298,575,000	
第3回株式会社ヤマタネ無担保社債(社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,888,000	
第2回株式会社スカパーJ S A Tホールディングス無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)	300,000,000	300,636,000	
第499回関西電力株式会社社債(一般担保付)	200,000,000	204,616,000	
第509回関西電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,873,000	
第510回関西電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,985,000	
第517回関西電力株式会社社債(一般担保付)	500,000,000	500,210,000	
第441回九州電力株式会社社債(一般担保付)	400,000,000	400,284,000	
第467回九州電力株式会社社債(一般担保付)	200,000,000	200,002,000	



第316回北海道電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	101,387,000	
第6回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,597,000	
第15回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,644,000	
第16回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	99,729,000	
第2回株式会社エイチ・アイ・エス無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	200,000,000	201,936,000	
第3回株式会社イチネンホールディングス無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	500,000,000	501,465,000	
第3回東京都競馬株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	200,288,000	
第3回日鉄住金物産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	200,000,000	201,488,000	
第5回株式会社ファーストリテイリング無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）	500,000,000	499,250,000	
第1回A号明治安田生命保険利払繰延・期限前償還条項付（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）	100,000,000	101,750,000	
第3回A号明治安田生命保険利払繰延・期限前償還条項付（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）	100,000,000	102,990,000	
第4回A号日本生命保険利払繰延条項・期限前償還条項付（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）	100,000,000	100,223,000	
社債券 合計	38,900,000,000	39,033,978,273	
合計	110,920,000,000	117,002,030,312	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

日本債券インデックス・ファンドF < 適格機関投資家限定 >

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記番号	第1期 (2019年 3月 5日現在)
		金 額

資産の部		
流動資産		
金銭信託		3,116
コール・ローン		28,951,564
親投資信託受益証券		48,678,366,851
未収入金		34,299,000
流動資産合計		48,741,620,531
資産合計		48,741,620,531
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		4,585,903
未払委託者報酬		24,075,929
未払利息		73
その他未払費用		540,024
流動負債合計		29,201,929
負債合計		29,201,929
純資産の部		
元本等		
元本	1	48,358,984,526
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		353,434,076
(分配準備積立金)		(485,077,843)
元本等合計		48,712,418,602
純資産合計		48,712,418,602
負債純資産合計		48,741,620,531

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区 分	注記番 号	第1期
		自 2018年 3月15日 至 2019年 3月 5日 金 額
営業収益		
有価証券売買等損益		526,035,846
営業収益合計		526,035,846
営業費用		
支払利息		8,891
受託者報酬		6,665,382
委託者報酬		34,993,114
その他費用		540,879
営業費用合計		42,208,266
営業利益又は営業損失（ ）		483,827,580
経常利益又は経常損失（ ）		483,827,580
当期純利益又は当期純損失（ ）		483,827,580
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,250,263
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,018,191
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		1,018,191
剰余金減少額又は欠損金増加額		132,661,958
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額		132,661,958

分配金 期末剰余金又は期末欠損金( )	1	353,434,076
------------------------	---	-------------

## (3) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 (2019年 3月 5日現在)
1 期首元本額	9,990,000円
期中追加設定元本額	48,793,261,958円
期中一部解約元本額	444,267,432円
2 受益権の総数	48,358,984,526口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期 自 2018年 3月15日 至 2019年 3月 5日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(293,628,672円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(191,449,171円)及び収益調整金(36,718,460円)より分配対象収益は521,796,303円(1万口当たり107円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。

3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。
------------------	---

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 (2019年 3月 5日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。  (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	第1期 (2019年 3月 5日現在) 当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	555,939,602
合計	555,939,602

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	第1期 (2019年 3月 5日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0073 円 (10,073 円)

## (4) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当する事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	日本債券インデックス・マザーファンド	37,979,532,536	48,678,366,851	
合計		37,979,532,536	48,678,366,851	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

日本債券インデックス・ファンドF<適格機関投資家限定>は「日本債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

## 「日本債券インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

(単位:円)

区分	注記 番号	(2018年 3月 5日現在)	(2019年 3月 5日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		233,553	181,478
コール・ローン		353,910,270	914,568,910
国債証券		101,139,325,700	125,121,114,200
地方債証券		7,754,317,769	9,677,854,852
特殊債券		11,192,759,558	13,619,984,171
社債券		5,124,691,000	5,234,124,700
未収入金		974,659,800	
未収利息		426,013,511	439,977,540
前払費用		5,779,800	6,263,109
流動資産合計		126,971,690,961	155,014,068,960
資産合計		126,971,690,961	155,014,068,960
負債の部			
流動負債			
未払金			617,888,000
未払解約金		456,686,758	119,648,633

未払利息		868	2,332
その他未払費用		859	1,752
流動負債合計		456,688,485	737,540,717
負債合計		456,688,485	737,540,717
純資産の部			
元本等			
元本	1	99,700,726,312	120,372,703,902
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		26,814,276,164	33,903,824,341
元本等合計		126,515,002,476	154,276,528,243
純資産合計		126,515,002,476	154,276,528,243
負債純資産合計		126,971,690,961	155,014,068,960

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
-------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	(2018年 3月 5日現在)	(2019年 3月 5日現在)
1 期首元本額	103,467,931,143円	99,700,726,312円
期中追加設定元本額	18,505,478,376円	55,177,461,989円
期中一部解約元本額	22,272,683,207円	34,505,484,399円
元本の内訳		
ファンド名		
AMC / ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン(ステイブル)	996,127,336円	1,020,195,393円
日本債券インデックス・ファンド(年金1) < 適格機関投資家限定 >	3,585,937,873円	3,613,278,568円
バランスファンドVA30A < 適格機関投資家限定 >	30,692,410円	20,393,321円
バランスファンドVA30B < 適格機関投資家限定 >	994,548,711円	629,531,427円
バランスファンドVA40A < 適格機関投資家限定 >	702,375円	441,651円
バランスファンドVA40B < 適格機関投資家限定 >	24,286,615円	13,607,088円
バランスファンドVA50A < 適格機関投資家限定 >	36,834,602円	30,909,739円
バランスファンドVA50B < 適格機関投資家限定 >	17,412,161,817円	14,495,610,506円
バランスファンドVA50C < 適格機関投資家限定 >	23,606,312円	13,220,708円

バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	8,059,929,822円	6,841,375,099円
バランスファンドVA37.5A<適格機関投資家限定>	2,815,090,612円	2,419,966,112円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	21,580,302円	15,921,237円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	764,233,228円	504,487,126円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	3,534,211,187円	2,460,605,055円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	1,543,469,668円	1,015,017,445円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	8,872,794,412円	7,361,808,915円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	426,469,737円	188,030,514円
世界4資産バランスVA45<適格機関投資家限定>	2,994,658,480円	574,933,484円
日本債券インデックス・ファンドVA1<適格機関投資家限定>	198,822,863円	156,290,382円
グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	75,369,534円	71,078,595円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	43,638,123円	39,696,976円
日本債券インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>	4,992,529,362円	7,171,714,709円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	63,887,864円	51,555,202円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	4,462,589,214円	3,870,811,212円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	38,652,737円	29,043,471円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	14,497,941円	13,545,590円
バランスファンドVA10A<適格機関投資家限定>	1,516,511,445円	1,436,495,240円
日本債券インデックス・ファンドVA3<適格機関投資家限定>	11,413,692,724円	7,122,046,185円
日本債券インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>	2,179,021,109円	222,841,684円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	3,375,206,415円	3,001,698,395円
世界分散ファンドVA25A<適格機関投資家限定>	12,856,614,995円	11,140,648,736円
4資産インデックスバランスVA50<適格機関投資家限定>	16,277,413円	15,375,763円
Tadリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)年金<適格機関投資家限定>	706,511,655円	401,942,513円

債券マルチ・ファクター戦略 ファンド(年金) <適格機関投資家限定>	455,591,289円	935,906,250円
T a dリスクバジェット型マルチ 配分戦略ファンド(ステイブル) <適格機関投資家限定>	207,675,292円	355,242,299円
ステート・ストリート日本債券 インデックス・オープン 日本債券インデックス・ファン ドF <適格機関投資家限定>	1,096,974,013円	1,537,738,169円
グローバルバランス40VA < 適格機関投資家限定>	179,886,878円	5,315,827円
グローバルバランス40VA2 <適格機関投資家限定>	2,684,143,434円	2,313,139,108円
グローバルバランス40VA3 <適格機関投資家限定>	146,428,074円	118,121,700円
グローバルバランス50VA < 適格機関投資家限定>	48,933,976円	46,123,798円
ワールドバランスVA0809 <適格機関投資家限定>	232,599,022円	円
ワールドバランスVA0902 <適格機関投資家限定>	99,892,305円	71,183,421円
世界株式VCファンド<適格機 関投資家限定>	457,443,136円	1,046,282,753円
計	99,700,726,312円	120,372,703,902円
2 受益権の総数	99,700,726,312口	120,372,703,902口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク及び信用リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。



## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	(2018年 3月 5日現在)	(2019年 3月 5日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。  (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。  (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  (2)有価証券 売買目的有価証券 同左  (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券  
位：円)

(単

種 類	(2018年 3月 5日現在)	(2019年 3月 5日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	111,310,900	338,149,200
地方債証券	38,871,280	18,982,446
特殊債券	44,400,013	32,262,753
社債券	33,276,200	26,166,300
合計	227,858,393	260,737,701

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末までを指しております。

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	(2018年 3月 5日現在)	(2019年 3月 5日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2689 円 (12,689 円)	1.2817 円 (12,817 円)

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当する事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
	第100回利付国債(20年)	200,000,000	240,746,000	
	第101回利付国債(20年)	100,000,000	122,189,000	
	第102回利付国債(20年)	200,000,000	245,276,000	
	第103回利付国債(20年)	200,000,000	243,414,000	
	第104回利付国債(20年)	150,000,000	179,764,500	
	第105回利付国債(20年)	100,000,000	120,211,000	
	第106回利付国債(20年)	200,000,000	242,332,000	
	第107回利付国債(20年)	200,000,000	241,124,000	
	第108回利付国債(20年)	100,000,000	118,604,000	
	第109回利付国債(20年)	200,000,000	237,786,000	
	第10回利付国債(40年)	100,000,000	106,007,000	
	第110回利付国債(20年)	200,000,000	241,796,000	
	第111回利付国債(20年)	200,000,000	244,648,000	
	第112回利付国債(20年)	200,000,000	242,594,000	
	第113回利付国債(20年)	200,000,000	243,380,000	
	第114回利付国債(20年)	300,000,000	366,207,000	
	第115回利付国債(20年)	600,000,000	738,858,000	
	第116回利付国債(20年)	500,000,000	617,330,000	
	第118回利付国債(20年)	300,000,000	364,857,000	
	第11回利付国債(40年)	180,000,000	184,386,600	
	第122回利付国債(20年)	500,000,000	598,355,000	
	第123回利付国債(20年)	640,000,000	790,092,800	
	第124回利付国債(5年)	500,000,000	501,615,000	
	第125回利付国債(5年)	500,000,000	501,890,000	
	第126回利付国債(20年)	600,000,000	735,600,000	
	第127回利付国債(20年)	400,000,000	485,644,000	
	第128回利付国債(20年)	600,000,000	729,792,000	
	第128回利付国債(5年)	1,000,000,000	1,005,630,000	
	第129回利付国債(5年)	1,750,000,000	1,760,937,500	
	第12回利付国債(30年)	300,000,000	380,280,000	
	第130回利付国債(20年)	400,000,000	482,736,000	
	第130回利付国債(5年)	1,200,000,000	1,208,232,000	
	第131回利付国債(5年)	2,100,000,000	2,116,023,000	
	第132回利付国債(20年)	400,000,000	478,716,000	
	第132回利付国債(5年)	1,500,000,000	1,512,390,000	
	第133回利付国債(20年)	300,000,000	362,808,000	
	第133回利付国債(5年)	1,500,000,000	1,513,620,000	
	第134回利付国債(5年)	1,500,000,000	1,514,580,000	
	第135回利付国債(20年)	300,000,000	359,694,000	
	第135回利付国債(5年)	1,900,000,000	1,919,684,000	
	第136回利付国債(20年)	200,000,000	237,236,000	
	第136回利付国債(5年)	1,700,000,000	1,718,717,000	
	第137回利付国債(20年)	100,000,000	120,119,000	
	第137回利付国債(5年)	1,550,000,000	1,567,716,500	
	第139回利付国債(20年)	200,000,000	237,634,000	

## 国債証券

第13回利付国債(30年)	300,000,000	376,767,000	
第140回利付国債(20年)	200,000,000	240,666,000	
第141回利付国債(20年)	200,000,000	241,072,000	
第142回利付国債(20年)	300,000,000	365,649,000	
第143回利付国債(20年)	300,000,000	357,837,000	
第144回利付国債(20年)	200,000,000	235,824,000	
第145回利付国債(20年)	350,000,000	422,936,500	
第146回利付国債(20年)	320,000,000	387,283,200	
第147回利付国債(20年)	860,000,000	1,030,013,400	
第148回利付国債(20年)	500,000,000	592,300,000	
第149回利付国債(20年)	680,000,000	806,364,400	
第14回利付国債(30年)	300,000,000	395,199,000	
第150回利付国債(20年)	670,000,000	784,683,900	
第151回利付国債(20年)	600,000,000	684,510,000	
第152回利付国債(20年)	650,000,000	741,786,500	
第153回利付国債(20年)	850,000,000	984,308,500	
第154回利付国債(20年)	640,000,000	730,777,600	
第155回利付国債(20年)	500,000,000	555,065,000	
第156回利付国債(20年)	550,000,000	555,758,500	
第157回利付国債(20年)	400,000,000	389,896,000	
第158回利付国債(20年)	500,000,000	511,970,000	
第159回利付国債(20年)	400,000,000	415,704,000	
第15回利付国債(30年)	200,000,000	267,060,000	
第160回利付国債(20年)	350,000,000	369,530,000	
第161回利付国債(20年)	350,000,000	362,855,500	
第162回利付国債(20年)	100,000,000	103,541,000	
第163回利付国債(20年)	500,000,000	517,025,000	
第164回利付国債(20年)	1,020,000,000	1,034,382,000	
第165回利付国債(20年)	750,000,000	759,345,000	
第166回利付国債(20年)	410,000,000	429,569,300	
第167回利付国債(20年)	690,000,000	696,265,200	
第16回利付国債(30年)	200,000,000	267,724,000	
第17回利付国債(30年)	200,000,000	265,124,000	
第18回利付国債(30年)	300,000,000	393,921,000	
第19回利付国債(30年)	200,000,000	263,352,000	
第1回利付国債(30年)	300,000,000	386,316,000	
第1回利付国債(40年)	160,000,000	234,998,400	
第20回利付国債(30年)	100,000,000	135,098,000	
第21回利付国債(30年)	200,000,000	264,368,000	
第22回利付国債(30年)	200,000,000	271,542,000	
第23回利付国債(30年)	100,000,000	136,051,000	
第24回利付国債(30年)	320,000,000	436,233,600	
第25回利付国債(30年)	100,000,000	133,217,000	
第26回利付国債(30年)	150,000,000	202,689,000	
第27回利付国債(30年)	320,000,000	439,795,200	
第28回利付国債(30年)	300,000,000	414,015,000	
第29回利付国債(30年)	200,000,000	273,244,000	
第2回利付国債(30年)	380,000,000	477,093,800	
第2回利付国債(40年)	500,000,000	711,760,000	
第308回利付国債(10年)	700,000,000	713,118,000	
第309回利付国債(10年)	800,000,000	812,928,000	
第30回利付国債(30年)	350,000,000	473,364,500	
第310回利付国債(10年)	900,000,000	915,930,000	
第311回利付国債(10年)	600,000,000	608,760,000	
第312回利付国債(10年)	800,000,000	819,328,000	
第313回利付国債(10年)	700,000,000	720,678,000	
第314回利付国債(10年)	900,000,000	922,905,000	
第315回利付国債(10年)	750,000,000	773,175,000	
第316回利付国債(10年)	500,000,000	514,305,000	
第317回利付国債(10年)	600,000,000	619,062,000	
第318回利付国債(10年)	250,000,000	257,302,500	

第319回利付国債(10年)	300,000,000	310,467,000	
第31回利付国債(30年)	400,000,000	535,148,000	
第320回利付国債(10年)	700,000,000	722,463,000	
第321回利付国債(10年)	300,000,000	310,482,000	
第322回利付国債(10年)	700,000,000	722,323,000	
第323回利付国債(10年)	200,000,000	206,908,000	
第324回利付国債(10年)	400,000,000	412,496,000	
第325回利付国債(10年)	500,000,000	516,915,000	
第326回利付国債(10年)	300,000,000	309,723,000	
第327回利付国債(10年)	700,000,000	725,354,000	
第328回利付国債(10年)	500,000,000	515,235,000	
第329回利付国債(10年)	500,000,000	520,510,000	
第32回利付国債(30年)	430,000,000	585,698,700	
第330回利付国債(10年)	800,000,000	834,568,000	
第331回利付国債(10年)	500,000,000	517,030,000	
第332回利付国債(10年)	600,000,000	621,564,000	
第333回利付国債(10年)	900,000,000	934,029,000	
第334回利付国債(10年)	700,000,000	727,797,000	
第335回利付国債(10年)	800,000,000	828,824,000	
第336回利付国債(10年)	1,000,000,000	1,037,670,000	
第337回利付国債(10年)	700,000,000	718,193,000	
第338回利付国債(10年)	650,000,000	671,573,500	
第339回利付国債(10年)	1,200,000,000	1,241,508,000	
第33回利付国債(30年)	500,000,000	652,840,000	
第340回利付国債(10年)	1,380,000,000	1,429,197,000	
第341回利付国債(10年)	1,200,000,000	1,236,204,000	
第342回利付国債(10年)	1,100,000,000	1,118,766,000	
第343回利付国債(10年)	1,500,000,000	1,525,950,000	
第344回利付国債(10年)	1,200,000,000	1,220,556,000	
第345回利付国債(10年)	1,040,000,000	1,057,576,000	
第346回利付国債(10年)	900,000,000	914,949,000	
第347回利付国債(10年)	750,000,000	762,217,500	
第348回利付国債(10年)	1,100,000,000	1,117,028,000	
第349回利付国債(10年)	960,000,000	973,996,800	
第34回利付国債(30年)	550,000,000	742,978,500	
第350回利付国債(10年)	1,410,000,000	1,429,190,100	
第351回利付国債(10年)	900,000,000	910,899,000	
第352回利付国債(10年)	1,260,000,000	1,273,834,800	
第353回利付国債(10年)	2,000,000,000	2,019,580,000	
第35回利付国債(30年)	450,000,000	590,935,500	
第36回利付国債(30年)	420,000,000	553,001,400	
第37回利付国債(30年)	430,000,000	558,561,400	
第388回利付国債(2年)	1,000,000,000	1,003,040,000	
第38回利付国債(30年)	500,000,000	640,170,000	
第392回利付国債(2年)	3,300,000,000	3,312,309,000	
第394回利付国債(2年)	200,000,000	200,814,000	
第39回利付国債(30年)	330,000,000	430,531,200	
第3回利付国債(30年)	300,000,000	374,589,000	
第3回利付国債(40年)	250,000,000	358,412,500	
第40回利付国債(30年)	280,000,000	359,567,600	
第41回利付国債(30年)	350,000,000	442,151,500	
第42回利付国債(30年)	410,000,000	518,326,100	
第43回利付国債(30年)	650,000,000	822,347,500	
第44回利付国債(30年)	300,000,000	380,247,000	
第45回利付国債(30年)	240,000,000	293,152,800	
第46回利付国債(30年)	400,000,000	488,776,000	
第47回利付国債(20年)	600,000,000	621,786,000	
第47回利付国債(30年)	380,000,000	473,822,000	
第48回利付国債(20年)	300,000,000	314,274,000	
第48回利付国債(30年)	200,000,000	239,928,000	
第49回利付国債(20年)	100,000,000	104,602,000	

第49回利付国債(30年)	250,000,000	299,970,000	
第4回利付国債(40年)	250,000,000	360,882,500	
第50回利付国債(20年)	50,000,000	52,096,000	
第50回利付国債(30年)	350,000,000	367,997,000	
第51回利付国債(20年)	350,000,000	367,272,500	
第51回利付国債(30年)	450,000,000	416,385,000	
第52回利付国債(20年)	100,000,000	105,735,000	
第52回利付国債(30年)	400,000,000	389,624,000	
第53回利付国債(30年)	400,000,000	399,048,000	
第54回利付国債(30年)	410,000,000	429,680,000	
第55回利付国債(20年)	500,000,000	532,760,000	
第55回利付国債(30年)	390,000,000	408,369,000	
第56回利付国債(30年)	220,000,000	230,159,600	
第57回利付国債(20年)	800,000,000	854,088,000	
第57回利付国債(30年)	240,000,000	250,860,000	
第58回利付国債(30年)	500,000,000	522,145,000	
第59回利付国債(30年)	550,000,000	559,515,000	
第5回利付国債(30年)	100,000,000	125,246,000	
第5回利付国債(40年)	130,000,000	181,181,000	
第60回利付国債(20年)	700,000,000	741,370,000	
第60回利付国債(30年)	560,000,000	599,149,600	
第61回利付国債(20年)	350,000,000	366,352,000	
第61回利付国債(30年)	120,000,000	121,801,200	
第63回利付国債(20年)	500,000,000	541,985,000	
第65回利付国債(20年)	400,000,000	439,364,000	
第68回利付国債(20年)	500,000,000	559,365,000	
第69回利付国債(20年)	300,000,000	334,098,000	
第6回利付国債(30年)	180,000,000	231,231,600	
第6回利付国債(40年)	150,000,000	205,698,000	
第70回利付国債(20年)	600,000,000	681,222,000	
第72回利付国債(20年)	600,000,000	675,072,000	
第74回利付国債(20年)	300,000,000	339,237,000	
第76回利付国債(20年)	200,000,000	224,846,000	
第77回利付国債(20年)	300,000,000	339,096,000	
第78回利付国債(20年)	250,000,000	282,365,000	
第7回利付国債(30年)	300,000,000	383,520,000	
第7回利付国債(40年)	160,000,000	210,345,600	
第80回利付国債(20年)	100,000,000	114,215,000	
第81回利付国債(20年)	200,000,000	228,184,000	
第83回利付国債(20年)	300,000,000	345,840,000	
第85回利付国債(20年)	200,000,000	231,680,000	
第88回利付国債(20年)	400,000,000	471,364,000	
第89回利付国債(20年)	400,000,000	468,424,000	
第8回利付国債(30年)	300,000,000	365,292,000	
第8回利付国債(40年)	50,000,000	61,217,500	
第90回利付国債(20年)	300,000,000	352,839,000	
第91回利付国債(20年)	300,000,000	355,122,000	
第92回利付国債(20年)	340,000,000	398,894,800	
第93回利付国債(20年)	300,000,000	350,907,000	
第94回利付国債(20年)	300,000,000	353,337,000	
第95回利付国債(20年)	150,000,000	179,868,000	
第96回利付国債(20年)	100,000,000	118,243,000	
第97回利付国債(20年)	150,000,000	179,338,500	
第98回利付国債(20年)	100,000,000	118,699,000	
第99回利付国債(20年)	200,000,000	238,180,000	
第9回利付国債(30年)	100,000,000	116,418,000	
第9回利付国債(40年)	1,740,000,000	1,565,739,000	
国債証券 小計	114,650,000,000	125,121,114,200	
第100回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,823,000	
第101回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,534,000	
第10回静岡県公募公債(20年)	100,000,000	120,379,000	

地方債証券	第10回千葉県公募公債(20年)	100,000,000	118,362,000	
	第111回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,856,000	
	第115回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,840,000	
	第119回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,098,000	
	第11回川崎市公募公債(30年)	100,000,000	102,101,000	
	第120回愛知県・名古屋市折半保証 名古屋高速道路債券	100,000,000	102,638,000	
	第129回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,290,000	
	第12回東京都公募公債(20年)	100,000,000	119,013,000	
	第130回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,592,000	
	第135回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	102,063,000	
	第136回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,154,000	
	第137回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,954,000	
	第13回東京都公募公債(20年)	100,000,000	118,029,000	
	第147回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,325,000	
	第14回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	119,818,000	
	第157回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,358,000	
	第188回神奈川県公募公債	100,000,000	103,107,000	
	第24回千葉県公募公債	100,000,000	100,950,000	
	第26回東京都公募公債(20年)	100,000,000	118,474,000	
	第2回兵庫県公募公債(30年)	100,000,000	132,877,000	
	第30回2号宮城県公募公債(10年)	100,000,000	102,850,000	
	第324回大阪府公募公債(10年)	8,000,000	8,008,400	
	第325回大阪府公募公債(10年)	6,000,000	6,013,860	
	第326回大阪府公募公債(10年)	56,000,000	56,208,880	
	第346回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	102,315,000	
	第368回大阪府公募公債(10年)	100,000,000	103,121,000	
	第36回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	101,446,000	
	第374回大阪府公募公債(10年)	134,000,000	139,330,520	
	第387回大阪府公募公債(10年)	44,040,000	45,211,023	
	第3回神奈川県公募公債(30年)	100,000,000	135,863,000	
	第3回静岡県公募公債(20年)	100,000,000	117,368,000	
	第3回兵庫県公募公債(15年)	100,000,000	110,279,000	
	第468回名古屋市公募公債(10年)	100,000,000	100,744,000	
	第480回名古屋市公募公債(10年)	100,000,000	102,855,000	
	第4回横浜市公募公債(30年)	100,000,000	134,217,000	
	第4回兵庫県公募公債(12年)	100,000,000	104,973,000	
	第5回大阪市公募公債(20年)	100,000,000	121,947,000	
	第6回京都市公募公債(20年)	100,000,000	119,505,000	
	第6回東京都公募公債(20年)	100,000,000	111,942,000	
	第739回東京都公募公債	100,000,000	101,533,000	
	第746回東京都公募公債	100,000,000	103,010,000	
	第751回東京都公募公債	100,000,000	102,373,000	
	第759回東京都公募公債	200,000,000	200,678,000	
	第762回東京都公募公債	100,000,000	101,048,000	
	第765回東京都公募公債	100,000,000	101,281,000	
	第770回東京都公募公債	100,000,000	100,989,000	
	第7回東京都公募公債(20年)	100,000,000	113,983,000	
第82回川崎市公募公債	30,000,000	30,244,500		
第83回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,388,000		
第84回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,433,000		
第85回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,614,000		
第90回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,714,000		
第96回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,598,000		
平成21年度第1回埼玉県公募公債	20,000,000	20,040,400		
平成21年度第1回千葉県公募公債	40,000,000	40,084,000		
平成21年度第2回熊本県公募公債 (10年)	10,000,000	10,086,800		

平成21年度第2回広島県公募公債	16,160,000	16,249,526	
平成21年度第2回新潟県公募公債	10,000,000	10,111,800	
平成21年度第2回静岡県公募公債	100,000,000	100,498,000	
平成21年度第2回千葉県公募公債	40,000,000	40,135,200	
平成21年度第3回埼玉県公募公債	20,000,000	20,099,000	
平成21年度第6回北海道公募公債	60,000,000	60,452,400	
平成21年度第8回千葉県公募公債	100,000,000	101,095,000	
平成22年度第1回静岡市公募公債	12,000,000	12,204,720	
平成22年度第3回京都府公募公債 (20年)	100,000,000	119,989,000	
平成23年度第2回北九州市公募公債	11,000,000	11,318,560	
平成23年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	102,587,000	
平成24年度第10回札幌市公募公債 (10年)	100,000,000	102,957,000	
平成24年度第11回福岡県公募公債	100,000,000	103,104,000	
平成24年度第12回愛知県公募公債 (30年)	10,000,000	13,026,300	
平成24年度第14回愛知県公募公債 (15年)	100,000,000	110,610,000	
平成24年度第1回埼玉県公募公債	100,000,000	103,217,000	
平成24年度第1回福井県公募公債	100,000,000	102,842,000	
平成24年度第2回新潟県公募公債	100,000,000	103,064,000	
平成24年度第4回北海道公募公債	100,000,000	102,868,000	
平成24年度第5回京都府公募公債	30,000,000	30,851,100	
平成24年度第8回愛知県公募公債 (10年)	100,000,000	102,836,000	
平成24年度第8回京都府公募公債	30,000,000	30,807,000	
平成24年度第8回福岡市公募公債	100,000,000	102,672,000	
平成24年度第9回北海道公募公債	7,400,000	7,605,572	
平成25年度第1回岡山県公募公債 (10年)	100,000,000	103,555,000	
平成25年度第1回埼玉県公募公債	100,000,000	102,330,000	
平成25年度第6回愛知県公募公債 (10年)	100,000,000	103,691,000	
平成26年度第1回広島県公募公債 (20年)	100,000,000	114,582,000	
平成26年度第5回埼玉県公募公債	100,000,000	103,160,000	
平成26年度第9回静岡県公募公債	20,000,000	20,595,600	
平成27年度第13回北海道公募公債	100,000,000	102,912,000	
平成27年度第1回岡山県公募公債 (10年)	100,000,000	102,550,000	
平成27年度第4回札幌市公募公債 (10年)	100,000,000	103,079,000	
平成27年度第9回北海道公募公債	100,000,000	102,960,000	
平成28年度第1回広島県公募公債	100,000,000	100,365,000	
平成28年度第5回広島市公募公債	100,000,000	101,429,000	
平成28年度第6回福岡県公募公債	100,000,000	100,971,000	
平成29年度第1回秋田県公募公債	145,900,000	147,138,691	
平成29年度第2回兵庫県公募公債	100,000,000	100,675,000	
平成29年度第3回札幌市公募公債 (10年)	100,000,000	101,318,000	
平成29年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	100,990,000	
平成29年度第5回広島県公募公債	100,000,000	101,340,000	
平成29年度第6回愛知県公募公債 (10年)	100,000,000	101,167,000	
平成29年度第8回愛知県公募公債 (10年)	100,000,000	100,969,000	
平成30年度第2回福岡県公募公債 (15年)	100,000,000	102,945,000	
平成30年度第6回愛知県公募公債 (30年)	100,000,000	101,002,000	
地方債証券 小計	9,160,500,000	9,677,854,852	

F 1 1 6 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	111,189,000	
F 1 8 1 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	107,674,000	
い第 7 7 2 号農林債	100,000,000	100,121,000	
い第 7 8 7 号農林債	200,000,000	200,796,000	
第 1 0 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,919,000	80,823,820	
第 1 0 3 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,396,000	
第 1 0 6 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,639,000	86,010,998	
第 1 0 8 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	110,739,000	
第 1 0 回株式会社日本政策金融公庫社債(一般担保付)	100,000,000	120,720,000	
第 1 1 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,800,000	91,489,172	
第 1 1 8 回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	102,345,000	
第 1 1 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,261,000	93,241,734	
第 1 1 回公営企業債券(20年)	100,000,000	112,396,000	
第 1 1 回政府保証日本政策投資銀行	100,000,000	102,632,000	
第 1 2 0 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	304,695,000	
第 1 2 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	94,663,000	95,420,304	
第 1 2 5 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,117,000	
第 1 2 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	117,821,000	
第 1 3 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,914,000	97,497,422	
第 1 3 4 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,502,000	
第 1 3 5 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,250,000	98,756,970	
第 1 3 7 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,751,000	99,861,948	
第 1 3 8 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,203,000	100,549,184	
第 1 3 回沖縄振興開発金融公庫債券	10,000,000	10,047,600	
第 1 3 回公営企業債券(20年)	10,000,000	11,323,700	
第 1 4 6 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,465,000	
第 1 4 9 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	103,313,000	
第 1 4 回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	122,404,000	
第 1 5 7 回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	101,981,000	
第 1 6 回貸付債権担保 S 種住宅金融支援機構債券	19,594,000	20,153,212	
第 1 7 1 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	116,639,000	
第 1 7 2 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	127,135,000	
第 1 7 回貸付債権担保 S 種住宅金融支援機構債券	19,779,000	20,379,292	
第 1 8 6 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,880,000	
第 1 8 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,435,000	



特殊債券	第18回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	102,890,000	
	第18回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,578,000	
	第18回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	19,975,000	20,517,720	
	第18回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	151,035,000	
	第19回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	103,179,000	
	第1回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	39,426,000	40,357,636	
	第200回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,000,000	1,038,500	
	第203回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,915,000	
	第204回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,366,000	
	第207回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,537,000	
	第20回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	118,408,000	
	第215回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,710,000	
	第215回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,000,000	2,073,220	
	第21回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	102,993,000	
	第22回公営企業債券(20年)	100,000,000	118,202,000	
	第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	146,364,000	
	第231回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,076,000	
	第234回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	13,000,000	13,383,630	
	第23回国際協力銀行債券	100,000,000	113,731,000	
	第23回日本高速道路保有・債務返済機構債券	220,000,000	261,635,000	
	第25回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,825,000	
	第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	51,988,000	56,423,096	
	第25回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	20,000,000	20,013,200	
	第266回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	205,056,000	
	第26回日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	13,741,200	
	第27回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,541,000	
	第28回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,454,000	31,639,781	
	第28回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	113,862,000	
	第28回道路債券	200,000,000	269,220,000	
	第29回西日本高速道路株式会社債(一般担保付、独立行政法人)	200,000,000	202,964,000	
	第29回貸付債権担保住宅金融公庫債券	14,517,000	15,035,256	
	第29回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,018,000	34,518,285	
第2回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,349,000		
第2回貸付債権担保S種住宅金融公庫	26,974,000	27,716,054		

債券			
第2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,950,000	34,736,878	
第300回信金中金債(5年)	100,000,000	100,138,000	
第303回信金中金債(5年)	100,000,000	100,225,000	
第30回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	110,688,000	
第30回政府保証地方公共団体金融機構債券	74,000,000	76,078,660	
第30回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,541,000	33,966,818	
第312回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,947,000	
第31回政府保証地方公共団体金融機構債券	14,000,000	14,443,800	
第31回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	32,460,000	34,902,615	
第321回信金中金債(5年)	100,000,000	99,950,000	
第326回信金中金債(5年)	100,000,000	99,999,000	
第32回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,138,000	33,302,091	
第331回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,301,000	
第337回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,664,000	
第338回信金中金債(5年)	100,000,000	100,174,000	
第340回政府保証道路債券	100,000,000	102,003,000	
第342回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	13,000,000	13,128,570	
第342回東京交通債券	30,000,000	32,298,600	
第343回信金中金債(5年)	100,000,000	100,170,000	
第34回貸付債権担保住宅金融公庫債券	18,136,000	19,050,598	
第358回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,854,000	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	34,662,000	36,968,062	
第36回中日本高速道路株式会社社債(一般担保付、独立行政法人)	100,000,000	102,509,000	
第37回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,075,000	
第37回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,699,000	
第38回貸付債権担保住宅金融公庫債券	15,296,000	15,966,729	
第38回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	37,469,000	39,777,090	
第39回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	36,779,000	38,901,148	
第3回一般担保住宅金融支援機構債券	200,000,000	234,174,000	
第3回都市再生債券	100,000,000	114,889,000	
第40回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,061,000	
第42回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	46,521,000	49,309,003	
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,080,000	96,123,467	
第45回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,408,000	
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	37,490,000	40,130,795	
第46回政府保証地方公共団体金融機	33,000,000	33,950,400	

構債券			
第47回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,423,000	
第49回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	121,890,000	
第4回公営企業債券(30年)	100,000,000	136,698,000	
第50回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	108,008,000	
第51回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	102,559,000	
第55回政府保証関西国際空港債券	100,000,000	100,072,000	
第55回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,364,000	52,331,270	
第59回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,359,000	
第5回国際協力機構債券	100,000,000	118,485,000	
第60回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,655,000	
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	50,194,000	53,083,166	
第61回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,617,000	
第66回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,060,000	
第66回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	53,765,000	56,277,976	
第68回政府保証地方公共団体金融機構債券	14,000,000	14,298,480	
第68回地方公共団体金融機構債券(20年)	100,000,000	100,172,000	
第68回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	102,869,000	
第69回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	55,445,000	58,473,960	
第6回政府保証新関西国際空港債券	100,000,000	101,185,000	
第6回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	14,254,000	14,918,664	
第6回貸付債権担保住宅金融公庫債券	21,072,000	21,257,012	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	49,406,000	51,918,295	
第71回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	47,525,000	49,536,733	
第76回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	103,074,000	
第78回株式会社日本政策投資銀行無担保社債(社債間限定同順位)	100,000,000	100,964,000	
第78回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,220,000	
第79回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	50,804,000	53,008,385	
第7回阪神高速道路債券	100,000,000	112,631,000	
第7回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	100,000,000	101,381,000	
第7回道路債券	50,000,000	54,329,500	
第7回本州四国連絡橋債券	100,000,000	113,650,000	
第80回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	66,000,000	66,241,560	
第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,255,000	56,606,954	
第81回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,749,000	
第82回政府保証日本高速道路保有・	100,000,000	100,484,000	

債務返済機構債券			
第84回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	143,612,000	
第89回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,961,000	
第8回公営企業債券(30年)	10,000,000	13,197,000	
第8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,008,000	17,870,475	
第90回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	120,340,000	
第96回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	77,672,000	79,818,854	
第96回都市再生債券	100,000,000	103,007,000	
第97回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,118,000	
第98回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,338,000	
第98回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,223,000	
第99回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	101,223,000	
第9回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,994,000	
第9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	29,888,000	31,367,754	
第9回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,648,000	18,619,875	
特殊債券 小計	12,709,947,000	13,619,984,171	
第107回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同)	200,000,000	228,096,000	
第10回オーストラリア・ニュージーランド銀行円貨社債(201)	100,000,000	99,959,000	
第10回ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	100,000,000	105,968,000	
第11回電源開発	100,000,000	110,445,000	
第127回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同)	100,000,000	101,019,000	
第12回パナソニック株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	100,000,000	100,323,000	
第13回東京地下鉄株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	116,475,000	
第14回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債(2017)	100,000,000	99,500,000	
第14回トヨタ自動車株式会社無担保社債(社債間限定同等特約付)	100,000,000	103,452,000	
第14回武田薬品工業株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	100,000,000	100,172,000	
第15回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債(社債間)	100,000,000	99,952,000	
第17回東日本旅客鉄道	100,000,000	104,418,000	
第18回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(2018)	100,000,000	99,298,000	
第1回エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー円貨	100,000,000	100,482,000	
第20回大阪瓦斯	100,000,000	102,700,000	
第245回四国電力	100,000,000	104,385,000	
第25回日本郵船	100,000,000	114,057,000	
第27回株式会社エヌ・ティ・ティ・データ無担保社債(社債間限)	100,000,000	103,441,000	
第28回リコーリース株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約)	100,000,000	100,208,000	
第28回東京瓦斯	100,000,000	117,407,000	

社債券	第298回四国電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,514,000	
	第323回北陸電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	101,734,000	
	第32回東日本旅客鉄道	100,000,000	110,857,000	
	第350回北海道電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	98,033,000	
	第3回GLP投資法人無担保投資法人債(特定投資法人債間限定同)	100,000,000	100,556,000	
	第3回NTTファイナンス株式会社無担保社債(社債間限定同順位)	100,000,000	101,831,000	
	第3回富士フィルムホールディングス株式会社無担保社債(社債間)	100,000,000	102,815,000	
	第400回九州電力	100,000,000	101,939,000	
	第45回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順位)	100,000,000	120,709,000	
	第473回関西電力	100,000,000	100,230,000	
	第47回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順位)	100,000,000	132,068,000	
	第4回ヒューリック株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	100,041,000	
	第4回東京地下鉄	10,000,000	11,625,700	
	第506回中部電力株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	102,705,000	
	第54回日立キャピタル株式会社無担保社債(社債間限定同順位特)	100,000,000	100,720,000	
	第57回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	107,665,000	
	第58回電源開発株式会社無担保社債(社債間限定同順位特約付)	100,000,000	97,948,000	
	第60回トヨタファイナンス株式会社無担保社債(社債間限定同等)	100,000,000	100,047,000	
	第63回日本電信電話株式会社電信電話債券(一般担保付)	100,000,000	102,436,000	
	第65回三菱地所	100,000,000	119,734,000	
	第69回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債(社債間限定同順)	100,000,000	101,631,000	
	第6回株式会社りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	101,982,000	
	第6回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,163,000	
第7回パークレイズ・バンク・ピーエルシー円貨社債(2014)	200,000,000	200,270,000		
第7回みずほコーポレート銀行	100,000,000	100,583,000		
第7回三井住友信託銀行株式会社無担保社債(社債間限定同順位特)	100,000,000	100,027,000		
第7回東京電力パワーグリッド株式会社社債(一般担保付)	100,000,000	100,011,000		
第8回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債(2014)	100,000,000	100,176,000		
第9回三菱UFJ信託銀行株式会社無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	103,317,000		
社債券 小計	5,010,000,000	5,234,124,700		
合計	141,530,447,000	153,653,077,923		

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

## S M A M ・ 国内債券クレジット積極型ファンド / F O F s 用（適格機関投資家専用）

## 貸借対照表

（単位：円）

	（平成30年 7月30日現在）	（令和 1年 7月30日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	2,987	6,193
コール・ローン	-	6,794
親投資信託受益証券	54,704,348,481	104,420,087,096
流動資産合計	54,704,351,468	104,420,100,083
<b>資産合計</b>		
54,704,351,468		
104,420,100,083		
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	2,656,966	10,658,497
未払委託者報酬	27,898,060	111,914,198
その他未払費用	531,351	2,131,639
流動負債合計	31,086,377	124,704,334
<b>負債合計</b>		
31,086,377		
124,704,334		
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	54,963,524,683	101,213,415,893
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	290,259,592	3,081,979,856
元本等合計	54,673,265,091	104,295,395,749
<b>純資産合計</b>		
54,673,265,091		
104,295,395,749		
<b>負債純資産合計</b>		
54,704,351,468		
104,420,100,083		

## 注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自 平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月30日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（平成30年 7月30日現在）	（令和 1年 7月30日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	54,963,524,683口	101,213,415,893口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 290,259,592円	元本の欠損
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9947円 (10,000口当たりの純資産額 9,947円)	1口当たり純資産額 1.0305円 (10,000口当たりの純資産額 10,305円)

## （金融商品に関する注記）

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月30日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりません。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

#### ・金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和1年7月30日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)



該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	（平成30年 7月30日現在）	（令和 1年 7月30日現在）
期首元本額	1,000,000円	55,045,961,599円
期中追加設定元本額	55,098,265,683円	48,397,084,626円
期中一部解約元本額	135,741,000円	2,229,630,332円

附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内債券（クレジット積極型）・マザーファンド	100,908,472,262	104,420,087,096	
合計		100,908,472,262	104,420,087,096	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

S M A M ・国内債券クレジット積極型ファンド / F O F s 用（適格機関投資家専用）は、「国内債券（クレジット積極型）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

## 国内債券（クレジット積極型）・マザーファンド

### 貸借対照表

	（単位：円）	
	（平成30年 7月30日現在）	（令和 1年 7月30日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,646,138,854	2,601,872,766
コール・ローン	-	2,854,316,455
国債証券	32,661,391,005	59,259,085,379
特殊債券	4,996,780,000	6,099,299,000
社債券	15,446,132,000	34,199,392,000
派生商品評価勘定	234,667,404	-
未収入金	903,420,000	3,453,005,000
未収利息	66,156,504	142,185,311
前払費用	36,116,122	10,721,509
流動資産合計	<u>55,990,801,889</u>	<u>108,619,877,420</u>
資産合計	<u>55,990,801,889</u>	<u>108,619,877,420</u>
負債の部		
流動負債		
未払金	1,100,022,000	4,200,000,000
未払利息	-	7,612
受入担保金	184,000,000	-
その他未払費用	373,620	385,176
流動負債合計	<u>1,284,395,620</u>	<u>4,200,392,788</u>
負債合計	<u>1,284,395,620</u>	<u>4,200,392,788</u>
純資産の部		
元本等		
元本	54,907,506,255	100,908,472,262
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	201,099,986	3,511,012,370
元本等合計	<u>54,706,406,269</u>	<u>104,419,484,632</u>
純資産合計	<u>54,706,406,269</u>	<u>104,419,484,632</u>
負債純資産合計	<u>55,990,801,889</u>	<u>108,619,877,420</u>

### 注記表

（重要な会計方針の注記）

項目	自平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>クレジット・デフォルト・スワップ</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、金融商品取引業者等の提示する価額により評価しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 7月30日現在)	(令和 1年 7月30日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	54,907,506,255口	100,908,472,262口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 201,099,986円	元本の欠損
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9963円 (10,000口当たりの純資産額 9,963円)	1口当たり純資産額 1.0348円 (10,000口当たりの純資産額 10,348円)
4. デリバティブ取引に係る受入担保金代用有価証券として担保を受け入れている資産	国債証券 68,648,580円	

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	自平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月30日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>

<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、クレジット・デフォルト・スワップを行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

・ 金融商品の時価等に関する事項

項目	(令和 1年 7月30日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、特殊債券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成30年 7月30日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	11,000,000,000	-	234,667,404	31,482,706
合計		11,000,000,000	-	234,667,404	31,482,706

(注) 1.時価の算定方法

(1)クレジット・デフォルト・スワップの時価の算定方法について

原則として、金融商品取引業者等の提示する価額により評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(令和 1年 7月30日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成30年 8月 1日 至 令和 1年 7月30日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(平成30年 7月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,000,000円
同期中における追加設定元本額	55,039,118,636円
同期中における一部解約元本額	132,612,381円
平成30年 7月30日現在における元本の内訳	
S M A M ・ 国内債券クレジット積極型ファンド / F O F s 用 ( 適格機関投資家専用 )	54,907,506,255円
合計	54,907,506,255円

(令和 1年 7月30日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	54,989,794,264円
同期中における追加設定元本額	48,274,074,043円
同期中における一部解約元本額	2,355,396,045円
令和 1年 7月30日現在における元本の内訳	
S M A M ・ 国内債券クレジット積極型ファンド / F O F s 用 ( 適格機関投資家専用 )	100,908,472,262円
合計	100,908,472,262円

## 附属明細表

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第392回利付国債(2年)	730,000,000	732,343,300	
	第394回利付国債(2年)	3,190,000,000	3,202,026,300	
	第395回利付国債(2年)	1,950,000,000	1,957,839,000	
	第398回利付国債(2年)	3,700,000,000	3,717,612,000	
	第4回利付国債(40年)	460,000,000	711,500,400	

	第10回利付国債(40年)	1,300,000,000	1,530,139,000	
	第344回利付国債(10年)	1,830,000,000	1,876,555,200	
	第346回利付国債(10年)	1,930,800,000	1,982,622,672	
	第353回利付国債(10年)	1,490,000,000	1,529,842,600	
	第354回利付国債(10年)	3,600,000,000	3,693,384,000	
	第355回利付国債(10年)	500,000,000	512,800,000	
	第32回利付国債(30年)	2,810,000,000	3,983,371,700	
	第34回利付国債(30年)	60,000,000	84,709,800	
	第48回利付国債(30年)	1,560,500,000	1,986,188,795	
	第59回利付国債(30年)	3,080,000,000	3,376,080,400	
	第60回利付国債(30年)	490,000,000	564,244,800	
	第61回利付国債(30年)	1,320,000,000	1,446,957,600	
	第62回利付国債(30年)	1,650,000,000	1,716,445,500	
	第121回利付国債(20年)	890,000,000	1,090,517,000	
	第128回利付国債(20年)	1,500,000,000	1,854,225,000	
	第135回利付国債(20年)	1,055,000,000	1,288,946,250	
	第145回利付国債(20年)	3,750,000,000	4,635,337,500	
	第150回利付国債(20年)	2,010,000,000	2,419,537,500	
	第154回利付国債(20年)	6,679,700,000	7,871,759,262	
	第158回利付国債(20年)	560,000,000	595,733,600	
	第160回利付国債(20年)	650,000,000	713,258,000	
	第166回利付国債(20年)	2,780,000,000	3,044,628,200	
	第168回利付国債(20年)	1,100,000,000	1,140,480,000	
国債証券合計		52,626,000,000	59,259,085,379	
特殊債券	第94回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	500,000,000	499,950,000	
	第99回株式会社日本政策投資銀行無担保社債	400,000,000	399,960,000	
	第19回阪神高速道路株式会社社債	1,000,000,000	999,870,000	
	第70回株式会社日本政策金融公庫社債	1,100,000,000	1,099,945,000	
	第53回独立行政法人福祉医療機構債券	400,000,000	399,928,000	
	第51回日本学生支援債券	700,000,000	699,965,000	
	第42回西日本高速道路株式会社社債	700,000,000	699,902,000	
	第44回西日本高速道路株式会社社債	1,300,000,000	1,299,779,000	
特殊債券合計		6,100,000,000	6,099,299,000	
社債券	Aflac Incorporated(12年)	1,300,000,000	1,350,037,000	
	第2回サントリーホールディングス株式会社利払繰延条項・期限前	1,600,000,000	1,600,000,000	

第1回不二製油グループ本社株式会社利払繰延 条項・期限前償還	300,000,000	301,170,000	
第7回J.フロント リテイリング株式会社無 担保社債	600,000,000	601,176,000	
第7回株式会社三越伊勢丹ホールディングス無 担保社債	300,000,000	304,623,000	
第6回株式会社クラレ無担保社債	200,000,000	200,006,000	
第7回株式会社クラレ無担保社債	100,000,000	100,380,000	
第21回デンカ株式会社無担保社債	500,000,000	503,315,000	
第1回株式会社A D E K A無担保社債	200,000,000	200,702,000	
第14回株式会社オリエンタルランド無担保社 債	600,000,000	604,146,000	
第30回住友金属鉱山株式会社無担保社債	200,000,000	199,902,000	
第34回株式会社豊田自動織機無担保社債	800,000,000	799,104,000	
第47回日本電気株式会社無担保社債	600,000,000	601,944,000	
第53回日本電気株式会社無担保社債	900,000,000	901,665,000	
第54回日本電気株式会社無担保社債	600,000,000	603,624,000	
第17回株式会社デンソー無担保社債	1,000,000,000	1,004,530,000	
日本生命第2回劣後ローン流動化第1回劣後債	1,600,000,000	1,622,096,000	
第1回明治安田生命2019基金特定目的会社 特定社債	2,600,000,000	2,600,780,000	
第33回株式会社丸井グループ無担保社債	600,000,000	599,292,000	
第10回興銀リース株式会社無担保社債	1,600,000,000	1,598,144,000	
第24回東京センチュリー株式会社無担保社債	400,000,000	402,856,000	
第26回東京センチュリー株式会社無担保社債	400,000,000	399,796,000	
第50回株式会社ホンダファイナンス無担保社 債	1,800,000,000	1,797,966,000	
第53回株式会社ホンダファイナンス無担保社 債	800,000,000	799,560,000	
第55回株式会社ホンダファイナンス無担保社 債	300,000,000	299,808,000	
第17回S B Iホールディングス株式会社無担 保社債	1,300,000,000	1,301,183,000	
第18回S B Iホールディングス株式会社無担 保社債	1,800,000,000	1,803,888,000	
第32回リコーリース株式会社無担保社債	1,000,000,000	1,000,140,000	
第77回アコム株式会社無担保社債	700,000,000	700,168,000	
第20回株式会社オリエントコーポレーション 無担保社債	300,000,000	300,984,000	
第32回株式会社大和証券グループ本社無担保	100,000,000	100,200,000	



社債			
T & Dホールディングス第1回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無	300,000,000	305,307,000	
第64回三井不動産株式会社無担保社債	400,000,000	399,812,000	
第66回三井不動産株式会社無担保社債	300,000,000	301,719,000	
第104回住友不動産株式会社無担保社債	200,000,000	207,130,000	
第105回住友不動産株式会社無担保社債	200,000,000	209,122,000	
第112回近鉄グループホールディングス株式 会社無担保社債	1,300,000,000	1,299,285,000	
第44回南海電気鉄道株式会社無担保社債	400,000,000	411,868,000	
第12回日本通運株式会社無担保社債	100,000,000	103,292,000	
第6回株式会社日立物流無担保社債	100,000,000	100,465,000	
第7回株式会社日立物流無担保社債	100,000,000	101,413,000	
第5回日本航空株式会社無担保社債	500,000,000	501,295,000	
第22回KDDI株式会社無担保社債	200,000,000	201,734,000	
第24回KDDI株式会社無担保社債	1,300,000,000	1,309,542,000	
第28回KDDI株式会社無担保社債	300,000,000	303,111,000	
日鉄住金物産株式会社第3回無担保社債	800,000,000	804,968,000	
第7回株式会社ファーストリテイリング無担保 社債	2,400,000,000	2,436,144,000	
社債券合計	34,000,000,000	34,199,392,000	
合計		99,557,776,379	

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2019年 8月30日現在

資産総額	268,429,531,431円
負債総額	227,683,067円
純資産総額（ - ）	268,201,848,364円
発行済口数	255,525,475,523口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0496円
（1万口当たり純資産額）	（10,496円）

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

## イ 名義書換

該当事項はありません。

## ロ 受益者名簿

作成しません。

## ハ 受益者に対する特典

ありません。

## ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

## (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

## ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### イ 資本金の額および株式数

	2019年8月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

###### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

###### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

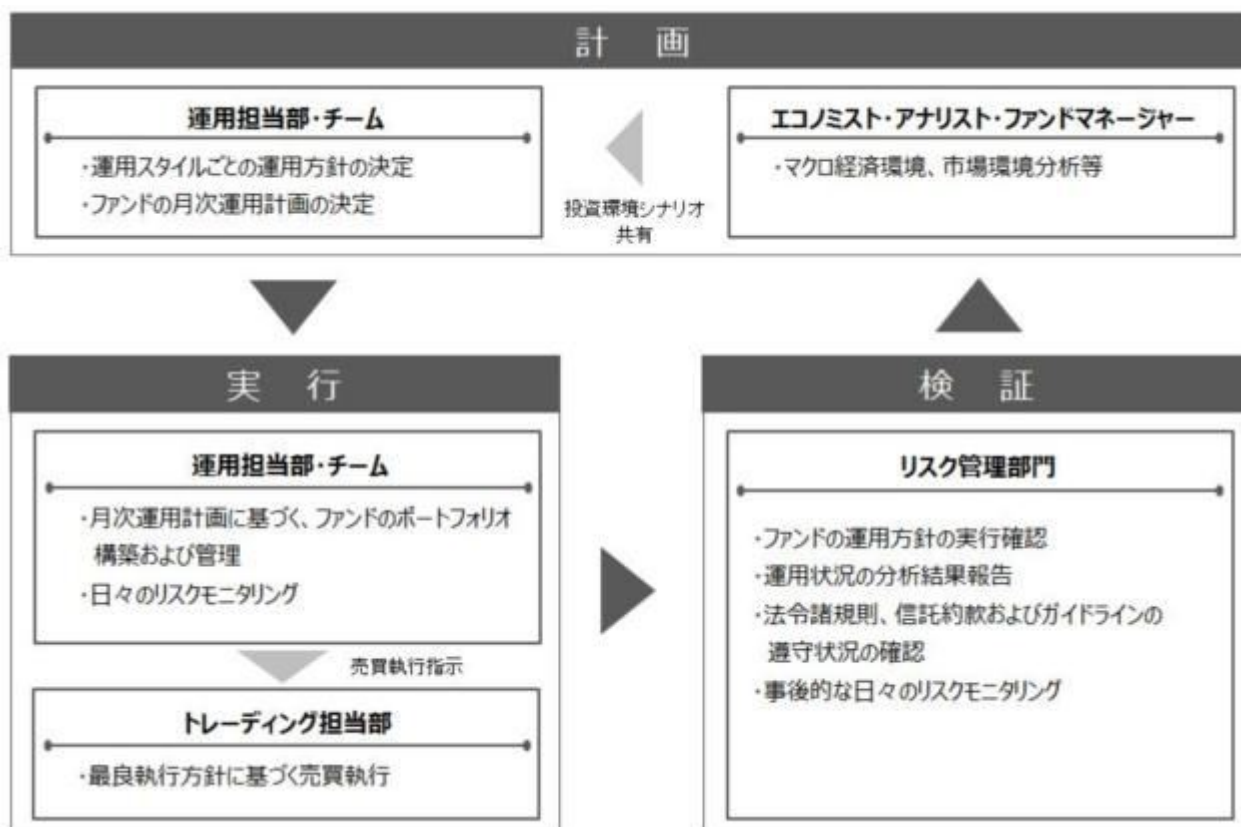
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

###### ニ 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2019年8月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	764	8,176,418
単位型株式投資信託	115	635,603
追加型公社債投資信託	1	28,308
単位型公社債投資信託	188	532,167
合計	1,068	9,372,497

## 3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,873,870	13,755,961
顧客分別金信託	20,010	20,011
前払費用	402,249	476,456
未収入金	39,030	64,856
未収委託者報酬	6,332,203	6,963,077
未収運用受託報酬	1,725,215	1,129,548
未収投資助言報酬	316,407	285,668
未収収益	50,321	44,150
その他の流動資産	10,891	31,771
流動資産合計	29,770,200	22,771,504
固定資産		

有形固定資産	1		
建物		185,371	173,517
器具備品		300,694	751,471
有形固定資産合計		486,065	924,988
無形固定資産			
ソフトウェア		409,765	479,867
ソフトウェア仮勘定		5,755	183,528
電話加入権		56	44
商標権		-	60
無形固定資産合計		415,576	663,501
投資その他の資産			
投資有価証券		10,616,594	10,829,628
関係会社株式		10,412,523	10,252,067
長期差入保証金		658,505	2,004,451
長期前払費用		69,423	97,107
会員権		7,819	7,819
繰延税金資産		1,394,447	1,426,381
投資その他の資産合計		23,159,314	24,617,457
固定資産合計		24,060,956	26,205,946
資産合計		53,831,157	48,977,450

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
顧客からの預り金	84	4,534
その他の預り金	92,326	1,480,229
未払金		
未払収益分配金	649	1,122
未払償還金	137,522	137,522
未払手数料	2,783,763	3,246,133
その他未払金	236,739	768,373
未払費用	3,433,641	3,535,589
未払消費税等	547,706	84,966
未払法人税等	1,785,341	670,761
賞与引当金	1,507,256	1,302,052
その他の流動負債	1,408	18,110
流動負債合計	10,526,438	11,249,395
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601
賞与引当金	99,721	5,074
その他の固定負債	3,363	5,074
固定負債合計	3,422,915	3,428,751
負債合計	13,949,354	14,678,146
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		

資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	26,561,078	21,255,054
利益剰余金合計	28,382,283	23,076,258
株主資本計	39,011,267	33,705,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	870,535	594,061
評価・換算差額等合計	870,535	594,061
純資産合計	39,881,802	34,299,304
負債・純資産合計	53,831,157	48,977,450

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成29年4月1日	(自	平成30年4月1日
	至	平成30年3月31日)	至	平成31年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		36,538,981		39,156,499
運用受託報酬		8,362,118		6,277,217
投資助言報酬		1,440,233		1,332,888
その他営業収益				
情報提供コンサルタント				
業務報酬		5,000		-
サービス支援手数料		128,324		182,502
その他		55,820		49,507
営業収益計		46,530,479		46,998,614
営業費用				
支払手数料		16,961,384		18,499,433
広告宣伝費		353,971		361,696
公告費		1,140		125
調査費				
調査費		1,654,233		1,752,905
委託調査費		5,972,473		6,050,441
営業雑経費				
通信費		40,066		46,551
印刷費		339,048		338,465
協会費		-		24,700
諸会費		45,465		23,756
情報機器関連費		2,582,734		2,872,416
販売促進費		34,333		49,118
その他		136,669		148,307
営業費用合計		28,121,520		30,167,918
一般管理費				

給料		
役員報酬	196,529	190,951
給料・手当	6,190,716	6,308,066
賞与	601,375	514,259
賞与引当金繰入額	1,566,810	1,235,936
交際費	25,709	27,802
寄付金	-	82
事務委託費	256,413	286,905
旅費交通費	220,569	228,538
租税公課	282,036	285,369
不動産賃借料	654,286	612,410
退職給付費用	419,884	463,553
固定資産減価償却費	329,756	378,530
諸経費	285,490	290,243
一般管理費合計	11,029,580	10,822,651
営業利益	7,379,378	6,008,044

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	51,335	-
受取利息	520	623
時効成立分配金・償還金	2,622	72
原稿・講演料	894	1,951
雑収入	10,669	36,408
営業外収益合計	66,042	39,055
営業外費用		
為替差損	5,125	15,760
雑損失	913	7,027
営業外費用合計	6,038	22,787
経常利益	7,439,383	6,024,312
特別利益		
投資有価証券償還益	61,842	289,451
投資有価証券売却益	30,980	7,247
過去勤務費用償却益	1	79,850
特別利益合計	92,822	376,549
特別損失		
固定資産除却損	2	1,462
投資有価証券償還損	141,666	13,668
投資有価証券売却損	9,634	14,605
関係会社株式評価損	3	160,455
合併関連費用	4	187,140
特別損失合計	505,996	377,331
税引前当期純利益	7,026,209	6,023,530
法人税、住民税及び事業税	2,350,891	1,750,031
法人税等調整額	280,166	90,084
法人税等合計	2,070,725	1,840,116
当期純利益	4,955,483	4,183,413



## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074
当期変動額							
剰余金の配当							1,887,480
当期純利益							4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,314,279	35,943,263	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額					
剰余金の配当	1,887,480	1,887,480			1,887,480
当期純利益	4,955,483	4,955,483			4,955,483
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	3,068,003	3,068,003	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802

当事業年度（自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本	評価・換算差額等
--	------	----------

	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	利益剰余金 合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	9,489,438	9,489,438			9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)			276,474	276,474	276,474
当期変動額合計	5,306,024	5,306,024	276,474	276,474	5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、

繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」715,988千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,394,447千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

#### (貸借対照表関係)

##### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物	312,784千円	350,176千円
器具備品	768,929千円	922,553千円

##### 2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

##### 3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和5年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	204,923千円	174,854千円

#### (損益計算書関係)

##### 1 過去勤務費用償却益

過去勤務費用償却益は、退職金規程を変更したことに伴い発生した過去勤務費用の一時処理額であります。

##### 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
器具備品	0 千円	695 千円
ソフトウェア	9,000 千円	766 千円
ソフトウェア仮勘定	345,695 千円	- 千円

##### 3 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、関連会社の株式について減損処理を適用したことによるものであります。

##### 4 合併関連費用

合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

##### 1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

##### 2.剰余金の配当に関する事項

## (1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

## 1.発行済株式数に関する事項

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	17,622,360株	-	17,640,000株

## 2.剰余金の配当に関する事項

## (1)配当金支払額等

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は平成30年11月1日を効力発生日としておりますので、平成31年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日
平成31年2月28日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	平成31年 1月31日	平成31年 3月22日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
令和1年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和1年6月24日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	平成31年 3月28日	令和1年 6月25日

## (リース取引関係)

## オペレーティング・リース取引

## (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
1年以内	208,187	597,239
1年超	42,916	6,115,662
合計	251,104	6,712,901

## (金融商品関係)

## 1.金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬

は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

#### 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	-
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	-
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	-
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	-
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,616,296	10,616,296	-
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	-
資産計	40,542,507	40,542,507	-
(1)顧客からの預り金	84	84	-
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	-
負債計	2,783,847	2,783,847	-

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	-
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	-
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	-
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	-
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	-
(6)投資有価証券 その他有価証券	10,829,330	10,829,330	-
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	-
資産計	34,988,051	34,988,051	-

(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	-
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	-
負債計	3,250,667	3,250,667	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523	10,252,067
合計	10,412,523	10,252,067

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	-	-	-
顧客分別金信託	20,010	-	-	-
未収委託者報酬	6,332,203	-	-	-
未収運用受託報酬	1,725,215	-	-	-
未収投資助言報酬	316,407	-	-	-
長期差入保証金	602,360	56,144	-	-
合計	29,870,067	56,144	-	-

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	-	-	-
顧客分別金信託	20,011	-	-	-
未収委託者報酬	6,963,077	-	-	-
未収運用受託報酬	1,129,548	-	-	-
未収投資助言報酬	285,668	-	-	-
長期差入保証金	54,900	1,949,551	-	-
合計	22,209,168	1,949,551	-	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握

することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	65,701
小計	3,249,626	3,315,328	65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	76,080
小計	3,283,920	3,360,000	76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、有価証券について160,455千円(関係会社株式160,455千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

(退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

### 2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,177,131	3,319,830
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の発生額	51,212	3,658
退職給付の支払額	94,727	85,082
過去勤務費用の発生額	-	79,850
退職給付債務の期末残高	3,319,830	3,418,601

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成31年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,319,830	3,418,601
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	3,319,830	3,418,601

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
勤務費用	285,715	267,362
利息費用	2,922	-
数理計算上の差異の費用処理額	51,212	3,658
過去勤務費用償却益	-	79,850
その他	182,458	199,849
確定給付制度に係る退職給付費用	419,884	383,703

(注) 1.退職金規程を変更したことに伴い、過去勤務費用償却益79,850千円を特別利益に計上しております。

2.その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

## (4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)
割引率	0.000%	0.000%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度147,195千円、当事業年度156,457千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当事業年度 (平成31年 3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,016,532	1,046,775
賞与引当金	492,056	400,242
調査費	90,509	80,983
未払金	60,851	57,192
未払事業税	102,103	54,797
ソフトウェア償却	11,289	17,501
その他	7,903	82,798



		有価証券届出書（内国投資信託受益証券）
繰延税金資産小計	1,781,245	1,740,292
評価性引当額（注）	2,597	51,729
繰延税金資産合計	1,778,648	1,688,563
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	384,200	262,181
繰延税金負債合計	384,200	262,181
繰延税金資産の純額	1,394,447	1,426,381

（注）評価性引当額が49,131千円増加しております。この増加の内容は、主として関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
法定実効税率	30.8%	30.6%
（調整）		
評価性引当額の増減	-	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.9
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	1.9	1.4
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4	30.5

（セグメント情報等）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,761,066	未払 手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,685,815	未払 手数料	953,752

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,499,836	未払 手数料	399,447
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	%	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,789,062	未払 手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	2,260.87円	1,944.40円
1株当たり当期純利益金額	280.92円	237.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	4,955,483	4,183,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	4,955,483	4,183,413
期中平均株式数(株)	17,640,000	17,640,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

取得による企業結合

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社  
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成31年4月1日

(4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4,2156株を割当て交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はPwCアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用13,700千円

4. 取得原価の配分に関する事項

現時点では確定しておりません。

(参考)大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄 裕 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 四半データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	21,360,895	20,475,527

前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	75,557	225,975
器具備品	1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウェア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		-	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	-
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		-	8,397
貸倒引当金		20,750	20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939
固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	-

長期未払金	-	204,333
資産除去債務	-	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	39,124
評価・換算差額等合計	55,213	39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

## (2) 損益計算書

(単位：千円)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	-	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994

その他		122,930	63,596
営業費用計		17,381,079	16,727,567
一般管理費			
給料			
役員報酬		218,127	217,030
給料・手当		2,809,008	3,002,836
賞与		86,028	48,878
退職金		9,864	2,855
福利厚生費		647,269	638,399
交際費		29,121	38,883
旅費交通費		159,224	153,694
租税公課		199,255	160,817
不動産賃借料		622,807	639,392
退職給付費用		219,724	324,082
固定資産減価償却費		71,624	141,154
賞与引当金繰入額		1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額		36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額		85,500	72,900
諸経費		901,001	1,011,941
一般管理費計		7,357,787	7,562,768
営業利益		6,839,032	4,444,730
営業外収益			
受取配当金		23,350	35,946
受取利息		199	178
投資有価証券売却益		6,350	45,345
その他		2,831	10,431
営業外収益計		32,732	91,902
営業外費用			
投資有価証券売却損		5,000	4,735
解約違約金		-	982
為替差損		1,784	828
その他		0	410
営業外費用計		6,784	6,956
経常利益		6,864,980	4,529,676
特別損失			
合併関連費用	2	-	179,376
固定資産除却損		-	4,121
特別損失計		-	183,498
税引前当期純利益		6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税		2,242,775	1,339,010
法人税等調整額		78,014	73,635
法人税等合計		2,164,761	1,412,646
当期純利益		4,700,218	2,933,531

## (3) 株主資本等変動計算書

第46期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773



当期変動額						
剰余金の配当						2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	2,413,950	2,413,950			2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	3,803,800	3,803,800			3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			94,337	94,337	94,337
当期変動額合計	870,268	870,268	94,337	94,337	964,605

当期末残高	28,960,505	31,116,774	39,124	39,124	31,077,650
-------	------------	------------	--------	--------	------------

## 注記事項

## (重要な会計方針)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)を採用しております。</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p>				
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>2～30年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(会計上の見積りの変更) 当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社(以下「SMAM」)との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	2～30年	器具備品	4～15年
建物	2～30年			
器具備品	4～15年			
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。</p>				
<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

## (表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

（貸借対照表関係）

第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	1.有形固定資産の減価償却累計額
建物 465,964千円	建物 556,889千円
器具備品 266,621千円	器具備品 297,262千円
リース資産 8,719千円	リース資産 12,584千円

（損益計算書関係）

第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
-	2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通 株式	2,348,500	利益 剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
-------	---------	----	----	--------

普通株式	3,850	-	-	3,850
合計	3,850	-	-	3,850

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成31年3月22日 臨時株主総会	普通 株式	1,455,300	利益 剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません(注2)を参照ください)。

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	-
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	-
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	-
(4) 未収入金	12,823	12,823	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,206,465	10,206,465	-
資産計	36,141,929	36,141,929	-
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	-
(2) 未払費用(*)	959,074	959,074	-
負債計	2,393,468	2,393,468	-

(\*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	-
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	-
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	-
(4) 未収入金	4,542	4,542	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	10,979,968	10,979,968	-
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	-
資産計	35,778,767	35,778,767	-
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	-
(2) 未払費用(*)	807,875	807,875	-
負債計	2,030,337	2,030,337	-

(\*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

## 負債

(1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	第46期（平成30年3月31日）	第47期（平成31年3月31日）
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	-	-	-
未収委託者報酬	3,363,312	-	-	-
未収運用受託報酬	1,198,432	-	-	-
未収入金	12,823	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券の うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	-
合計	27,858,863	373,466	657,576	-

第47期（平成31年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	-	-	-
未収委託者報酬	2,923,589	-	-	-
未収運用受託報酬	870,546	-	-	-
未収入金	4,542	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券の うち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	-
長期差入保証金	-	524,592	-	-
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	-

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式

第46期（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期（平成31年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
----	----------	------	----

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	166,093
小計	7,683,969	7,850,063	166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの その他 証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	296,700
小計	8,772,616	9,069,317	296,700
合計	10,979,968	11,036,359	56,391

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	105,520	61,499
その他	15,987	20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

(注)前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	-	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	-
その他有価証券評価差額金	-	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	78,546	76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	-	54,715



その他有価証券評価差額金	24,367	-
繰延税金負債合計	24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期	第47期
	(平成30年3月31日)	(平成31年3月31日)
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	0.64%
その他	-	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期	第47期
	(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
期首残高	-	-
見積りの変更による増加額	-	248,260
期末残高	-	248,260

## (セグメント情報等)

セグメント情報

## 1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

第46期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (億円)	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------	----	-------------	-------------------	-------------------	---------------	-------	------------------	----	------------------

その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	4,328,153	未払手数料	540,879
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	-	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 1	1,465,685	未払手数料	228,197

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,850	3,850

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、S M A Mとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

- a. 2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。
- b. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実  
該当ありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 株式会社S M B C 信託銀行
- (ロ) 資本金の額 87,550百万円(2019年3月末現在)
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円(2019年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### □ 販売会社

- (イ) 名称 S M B C日興証券株式会社
- (ロ) 資本金の額 10,000百万円(2019年3月末現在)
- (ハ) 事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

### □ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

## 3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当ありません。

## 第3【その他】

### 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス(これらのアドレスをコード化した図形等も含む)を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
- (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

### 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

### 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

### 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。

- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽 一 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

令和1年9月10日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興FW・日本債券ファンドの平成30年8月1日から令和1年7月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興FW・日本債券ファンドの令和1年7月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。